

第一回館山市議会定例会会議録（第三号）

12

13

一、昭和五十五年三月十四日（金曜日）午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十八名

一番 神田 守隆	二番 石井 謀
三番 綱島 憲治	四番 横溝 功
五番 福原 勤	八番 石井 昌治
九番 松下 正己	一〇番 尖戸 寿夫
一番 林 豊	一二番 栗原 一雄
一三番 近藤 好雄	一四番 渡辺 昭夫
一五番 伊藤 幸太郎	一六番 押元 稔
一七番 黒川 平治	一八番 流山 源次郎
一九番 石井 輝久	二〇番 石井 武敏
二一番 吉田 勇治郎	二二番 藤田 益治
二三番 菊井 敏博	二四番 和田 一郎
二五番 五十嵐 昇	二六番 伊賀 多朗
二七番 石井 正	二八番 安澤 徳順
二九番 安西 益男	三〇番 山口 康

一、欠席議員 一名

七番 古賀 礼四郎

一、出席説明員

第一号に同じ

一、出席事務局職員

第一号に同じ

一、議事日程（第三号）

昭和五十五年三月十四日午前十時開議

日程第一

議案第十四号

非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第十五号

館山市長、助役、収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第十六号

館山市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第十七号

館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第十八号

館山市奨学資金積立基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第十九号

館山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第二十号

新たに生じた土地の確認について

議案第二十一号

新たに生じた土地を市の区域内に編入することについて

議案第二十二号

青色申告都市宣言について

議案第二十三号

-15 681 80 892" data-label="Text">

館山市教育兼務職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第二十四号

-45 681 50 892" data-label="Text">

館山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第二十五号

-75 681 40 892" data-label="Text">

館山市保育所条例の一部を改正する

回市議定会定例会第三日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第一、議案第十四号乃至議案第三十三号の各議案を一括して議題といたします。

質疑応答

○議長（石井 正君） これより質疑に入ります。

通告がありますので、順次これを許します。

二〇番議員石井武敏君。

（二〇番議員石井武敏君登壇）

○二〇番（石井武敏君） 私は、議案第十七号、十八号、二十六号、二十八号に關しまして数点御質問をいたします。

まず、議案第十七号でございますが、これは館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。ごみ処理場の焼却作業、いわゆるパッチ炉の作業について、従事する職員の手当を値上げされるということですが、これは労働安全衛生法の第三条の精神に基づいて配慮をされた手当の値上げであるうと思われまます。

労働安全衛生法には、次のように示されております。事業者は、「快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」というようにありますが、私もこの法の精神を具体化していくこの条

条例の制定について

議案第二十六号 館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合規約の変更について

議案第二十七号

館山市と畜場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第二十八号

館山市国民宿舎利用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第二十九号

館山市道路路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第三十号

館山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十一号

市道路線の認定について

議案第三十二号

館山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十三号

昭和五十四年度館山市一般会計補正予算（第五号）

議案第三十四号

昭和五十四年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

議案第三十五号

議案第三十五号

議案第三十五号

開

議 午前十時二分開議

○議長（石井 正君） 本日の出席議員数二十六名、これより第一

例の改正の価値を認め、これに賛成をするものなのでありますが、私は、特別の配慮をしなければならなかったいままでの労働条件、労働環境、労働衛生について御質問いたします。

察するところによりますと、はなはだ不快指数の高い状況下においての労働ではなかったかと思いますが、そのような観点からみまして御質問いたします。一つは、労働作業中の従業員に対する悪臭についてのどのような処理がいままでとられていたかという点であります。第二点目は、人体に有害な煙についてはどのような処置がいままでとられていたか。第三点目は、処理場内の温度、特に夏季における労働条件への対応はどうであったかという点。

四番目に、労働災害への対応はどうであったかという点。五番目に仕事場内での事故発生の処置は万全であったかどうか等々。私は今回値上げを配慮された労働条件について、いままで不備がなかったかどうか、また今後改善されていかなければならない点はどのようなものがあるのかを御質問いたすものであります。これが第一点であります。

議案第十八号についてであります。これは館山市奨学資金の積立基金でございます。私は、奨学資金の運用について御質問をいたします。

この基金は、資金の額を弾力的、かつ効率的に運用すべきであるというように、この基金の性格を条文づけておりますが、まことにそのとおりであろうと思えます。この資金の積立基金は高校あるいは大学及び大学の支度金の、いわゆる奨学資金全般を含んであるものであろうと思われまします。このように積立基金の設置をしようとするいき方を見ましてもわかるように、その目指すところ

は資金の運用をより効率的に、効果的に運用していこうとするものでありましよう。そこで大学入学時のこの資金の貸し付けを受け付ける学校の対象の幅を広げたらどうかという提案を含めたい質問でございます。

いままでは、大学につきましては学校教育法で定められた学校というように指定されておりまします。学校教育法の第一条に「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」というように指定されておりまします。いわゆるこの基本法で定められた学校というようにこの貸付制度は限定されておりまします。しかし大学を受験する場合に大学の専門学校もあるわけでございまして、私はこのいわゆる専門部門の大学までこの活用の制度を広げたらどうかという考えを持っているものでございまして、その点についての所見を承りたいと思ひます。

次に、二十六号でございますが、館山市の市民センターの管理運営の一部を福祉協議会に委託するこの条例の改正についてでございます。館山市の直接の手を離れまして、福祉協議会の手に乗せられた場合に、いままでのように安全かつ効果的な運営がはたしてできるかどうかという点で多少の疑問を持つものであります。その点についてお尋ねいたします。

一つは、こうしたいき方は福祉協議会に過重負担になりはしないかという点であります。いままでも福祉協議会としてはさまざまな仕事を、多種多様な仕事をやっておられると思ひますが、その上に市民センターの管理、運営というものが加わるわけでございます。その点市民センターのいままでも従事をしていた人数がそ

れだけ増加をされれば問題はありますが、どうもそうではない
ようでありますので、福祉協議会の活動に過重負担としてあらわ
れてこないかという点でございます。

また、市民センターには各種の専門の機械が用意してございま
して、それが活用されているわけでございますが、この専門の機
械器具の取り扱いの点で危険はないか、果たして安全だろうか
という点であります。そして、それらによってセンターを活用する
例に対して、市民に対してサービスの低下を招くことは考えられ
ないか。その点の見解をお伺いするものであります。

続きまして、議案第二十八号でございます。これはと畜場の冷
蔵庫の新設ということであります。新設をする冷蔵庫の広さはど
のくらいだろうか、またそこには何頭程度のと畜を管理できるも
のなのか、その能力、冷却能力等について御質問するものでござ
います。

いままでと最も異なった点は、運営の内容としましては、いま
まではと畜場一体につき一日幾らという日割り計算の料金で運営が
なされてきましたけれども、このたびの議案の提案の内容はこれ
を月貸しの体制に変えようというところが大きく変わってきてお
ります。ところで、この月貸しの体制を受ける組合としてどのよ
うにこれをとらえているかという点であります。

この月貸しの体制をここまで議案提案化するまでには、教度組
合との協議が持たれていることと察しますが、どのような内容の
協議で合意してきたか。その際の話し合いの中で料金が高いとい
う意見はなかったかどうか。またこれを運営していく組合として
の見通しはどうか。あくまでもこれは組合が受けて立つんだ

から、どのような見通しても、採算が合おりが合うまいが、任
してしまえばいいんだといういき方では、はなはだこれは押し付け
的になるのではないかと。ですから、市側としては、任せる以上は
ある程度のそういった管理運営の、採算の合う見通しというもの
を立てておらなければならぬと思うわけであります。このへ
んの見通しについては検討をされましたか、どうでしょうかと、お
尋ねいたします。当局の掌握している範囲で結構で
ございますが御説明願いたいと思います。

以上、四点について説明を求めます。なお、答弁によって再質
問を行いたいと思います。以上です。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 石井武敏議員の御質問にお答えをいたしま
す。

まず、議案第十七号でございますが、御指摘のように現在のこ
み処理場の労働環境は決して良好と言えない状態ではございませ
ん。いろいろな対策を講じておりますけれども、昭和四十一年度建設
のバッチ炉でございます。構造上改善できない面もあるわけで
ございます。しかしながら、従事する職員の意見を聞きながら少
しでも改善できるものは実施してあるわけでございます。

悪臭、ばい煙等の問題につきましては、その対策としては、排
煙換気装置の改善、防塵マスク、防塵メガネの着用をしておりま
す。

また、夏季の高温対策といたしましては、換気装置、扇風機等
で対処しております。

第四点の労働災害につきましては、労働安全衛生法の規定に基

づき、産業医、安全管理者、衛生管理者等を配置し、労働安全、健康管理に努めておるわけでございます。

また、災害時の場合につきましては、万一災害が起きた場合には、災害者の療養等につきましては、地方公務員災害補償法に基づき、公務災害の認定を受け、個人負担にならないよう十分配慮いたしております。

議案第十八号館山市奨学資金積立基金の設置条例の問題でございますが、適用の学校の幅を広げたらどうか、現在の学校教育法に定められた学校だけではなくて、もっと専門学校といったようなものにも広げたらどうかという御指摘でございますが、この点につきましては今後検討いたします。

第三点の市民センターの件でございますが、職員が過重負担にならないかという御質問、いろいろ複雑な機械が入っているんでそれを使うことによって問題が起らないかという御指摘でございますが、職員の過重負担にならないかという問題については、十分福祉協議会と協議を重ねておりまして、その結果合意が成り立ち、運営を福祉協議会に委託することになりその結果この条例を提出することになりましたわけで、十分過重負担にならないよう配慮は委託料で処置してございます。また、機械につきましては、この機械に習熟するまでの間、しばらく従来の市の職員をセンターに派遣をいたしまして、習熟をいたさせるつもりでございます。

次に、と畜場の件でございますが、新しい冷蔵庫は広さ十坪でございます、従来とほとんど変わりございません。

冷蔵能力は、収容能力で豚で七十頭でございます。

また、月貸しということでございますが、これはいろいろ組合と協議をいたしまして、七十頭のうち常時その半分ぐらいが収容している、そういうような条件、想定のもとに、従来の一頭当たりの使用料を考えまして、大体八万円という金額が出たわけでございまして、この件につきましても、もちろんお願いいたします組合側と十分打ち合わせを重ねまして、組合としても採算がとれるという見通しでお受けいただいたものでございます。

以上、答弁を終わります。

○二〇番（石井武敏君）　いまの御答弁を承ったわけでございますが、なお数点再質問をしたいと思っております。

まず、第一点の十七号の議案でございます。この労働管理についてでございますが、市長さんも率直に、決して良好な状態のもとに働いているわけではない、四十一年度につくった建物であるからなお改善できない部分も非常に多い、できるだけ作業している職員の意見を聞きながらそれに対応してやっていく、という答弁でありまして、安全管理者等三名を設置してあるという御説明がありました。いま答弁のありました管理者、これは各一名ずつでありまして、うか。あるいは幾つか資格を持った人が一人いるのでしうか。その人は常駐しているんでしうか。あるいは市からどういう形で委託してあるんでしうか。その点をお尋ねいたします。

災害につきましましては、個人負担にならないように、いろいろ制度的にカバーをして、万全を期しているという御説明ありましたけれども、事故というのは緊急に起こるものでございます。突発的に起こるものが多いわけでございます。特にこういうパッチ

伊で働いている際の災害を想定しますと、突然起こってくる場合が多いわけでありまして。いまの答弁は事故が起こったあととあの処置の仕方として、その答弁の内容は適当でございますが、事故が起こったあとの処置になるわけであります。いま現存する医務室はどうなっているのか、救急施設はどうなっているのか、医薬品はどうなっているのか、そういう応急手当てに対してどのようになっているのか御説明願いたいと思います。

それから、十八号でございます。大学を専門校を含めて検討しますということなんですが、市長さんの胸算用で「検討する」と言っても、大体どういふ方向で検討していただけるか。たとえばそれを含めて将来やっしていきたいというように検討しますというのか、そのへんが漠然としておりますので、もう少し明確な方向を示しておいていただきたいと思うわけでございます。その点御質問いたします。

それから、二十六号の市民センターの福祉協議会への委託でございますが、これは十分協議を重ねてきたということでございますけれども、答弁の内容はまたしばらくの間は専門の機械を担当する人たちが何人か置くんだという答弁でございます。その専門の機械に従事していた人はいまままで何人いたんですか。その人が人数だけ移行して専門的な機械器具の取り扱いをみていくのですか、どうでしょうか。私は、福祉協議会にいわゆる押し付け的になって話が進んできたんではないかという点がちょっと疑問に思ふので、こういう形の質問をしているわけです。しからば、福祉協議会が現在抱えている仕事の内容がいまここでわかりましたら御説明願います。

それから、議案二十八号についてでございますが、これは改造される冷蔵庫は十坪であり、従来と変わらない坪数であるという答弁でございましたけれども、そうしますと、中に入れると体も同じものしか入らない、同じ大きさですから、広さが変わらないんですから同じであろうと思いますが、この使用料の算出、いままでするにその半分の広さしか利用されてなかった冷蔵庫、新しくなるけれども同じ坪数ですから、さほどそれと使用頭数がふえるようには即座には推測できないわけなんで質問しているわけなんです。そういう点からしますと、この使用料の算出の仕方がちと辛いんではないか。辛いというのは高い算出の仕方ではないかというように考えられます。もう少し具体的に、どうしてこういう算出が出てきたのか。おそらくいままでの使用頭数から算出してきたとすればここまで計算の額が出てこないと思えるんですが、この点具体的に御説明をお願いしたいと思います。

以上、再質問いたします。

○総務部長（鈴木弘道君） 安全衛生関係の職員の配置につきましてお答えいたします。

労働安全衛生法の規定に基づきまして、産業界でございますけれども、これは市内の中村医師をお願いしてございまして、処現場等に働く人たちの健康管理等毎月一回出張していただきまして行っております。それと、次の安全管理者でございますけれども、これは正木処理場の職員を任命してございます。それと、衛生管理者でございますけれども、これは衛生管理者を置かなければならない対象に本庁舎と処理場が該当するわけですが、保健課に在職しております保健婦を任命しております。

○市長（半澤良一君） 奨学資金の対象の学校の幅を広げることでございますが、実はただいま初めて石井議員から提起を受けたわけでございます。従来この問題について検討いたしましたことがございませんので、今後検討しよう—文字どおり検討しようということ、幅を広げるとか、広げないということについては申し上げられない段階でございます。

○民生部長（鈴木 力君） と畜場の冷蔵庫の件でございますけれども、いままでと畜場の冷蔵庫につきましては、食肉組合の方が利用されておったわけでございますけれども、その利用率を見ますと二三割という利用率でございます。これは仮に、今度改善いたしまして温度もかなり低くなる、こういうようなことで利用をさらに増大していただきまして、仮に利用率を五〇割と仮定した場合におきましては、一頭につき八十円でございますので、五〇割といたしますと三十五割でございますが、一カ月間三十日利用していただいた場合におきましては、月額八万四千円、こういう数字が出るわけでございます。したがって、今回日額使用料金から月額制八万円にしようということでございますが、そういう観点から見しても、さほど改定料金につきましては高くはないという結果が出るんじゃないかと思っております。

それから、正木のごみ処理場の関係でございますけれども、現場におきましては医務室はございません。

なお、医薬品等におきましては応急処置的なもの、処置をできるような薬品等は用意してございます。

それから、市民センターの機械等の保守につきましては、一人従来からの職員がなお継続して派遣の形でもって、いろいろ機械

の取り扱いをしてもらう、こういうことを予定してあるわけでございます。したがって受託いたしましたとしても当面支障はないというところでございます。

○二〇番（石井武敏君） ただいま御答弁願ったわけでございますが、十七号につきましてでございます。これは一応医務室があり応急の薬品があるということでございますが、事故発生の際、労働安全管理をしていく人も職員がなっているわけでございます。保健婦も常時そこにいるわけではないようでありまして、御答弁の内容から察しますと、緊急に処置が取りにくいような、はたしてこれで事故が発生した、医者に電話かけます、これは一般の場合と危険な作業場で働いている場合と、一般的に働いて体の具合が悪い、医者に電話をするのとさほど変わらない処置のように思えるんです。ですからこのへんの危惧をしているわけですが、いままでも職場の事故というものは、これはどうですか、いままでも事故は全くなかったんですか。あるいはどんな形の事故がいままでありましたか。十七号に関して質問いたします。

それから、十八号についてでございますが、この御答弁は、いま白紙で、この大学の貸し付けのワクを広げるかどうか新たに検討して、白紙からやるんだということ、その方向としては広げるとも、広げないと、何とも申し上げられないという、そういう御答弁であつたわけですが、五十四年度の大学の申し込み—これは大学に限って質問します。大学に関して何件申し込みがあつたんでしようか。おそらく予算化されておりまして、ことしの大学に関してのワクは何件、幾らくらいという予算はもちろん

立てられると思います。決められた総予算がありますから、決められたこの貸し付けの総予算の中で本年度大学は何件、幾らぐらいいという、こういう計画をもちろん立てられると思いますが、その五十四年度に立てられた具体的な件数と額をお知らせ願いたいと思います。実際に貸し付ける対象となった件数と金額、もうその件数と金額が時期的に明確になっていると判断いたしますので、五十四年度についてはどうであったか。なおそこでまだ活用すべき余裕があったかどうかということを確認したいためにこの質問をしているわけでございますが、市長の答弁はこれから広げるかどうかかわからないという答弁であったので、五十四年度にはほかには活用できない状況であったのか、あるいは活用できる余裕があったのか、そのへんの確認がしたいわけで再質問しているわけですので御答弁願います。

二十六号についてでございますが、この機械器具を取り扱う専門の人、これはしばらくは兼任でやっていくということでございますけれども、福祉協議会が非常に多岐にわたった活動をしているんじゃないかと思えます。このへんの御説明がなかったわけですが、だいぶ時間も経過しておりますので、このへんの答弁はなくても結構でございます。福祉協議会の体制が十分とられるまではやはり側面からかなりの助成が必要になるとも判断しております。そういう観点からひとつ特別な御配慮を願いたいということ、この件に関しての質問はここで打ち切ります。

以上、質問します。

○民生部長（鈴木 力君） 議案第十七号の関係でございますけれども、現在まで正木処理場におきまして作業中の事故の発生でござ

いますけれども、これにつきましては、最近かま場におきまして――焼却作業中スプレー、あるいはビン等が破裂する場合があります。ことに注意して目を負傷したという事故が起きています。

それから、議案第十八号の奨学資金の関係でございますが、五十四年度におきましては、年度末現在におきまして、貸付残額というものは大体千三百七十九万九千円を予定しております。これはまだ見込みでございます。それから基金といたしまして一応定期預金という形で八百三十九万六千円、それからなお五十四年度中現金歳入という形で見込まれるものが三十九万五千円でございます。以上で大体二千二百五十万の基金の数字になるわけでございます。

五十四年度におきます申し込み状況でございますが、高校におきましては十三名ございましてそれが五名に決定されるわけでございます。大学におきましては十四名申し込みがございましてそれが四名、大学支度金につきましては二名ばかりの申し込みがありました。

それから、五十四年度の貸付額は三百六十六万円でございます。こういう貸付状況でございます。

今後におきましては、やはり寄付金あるいは返還金、これらの状況によって資金計画を立てなければならぬわけでありまして、この制度につきましては五十三年度から貸付金額を、いままでは高校におきましては月額四千円を七千円にいたしまして、大学生につきましては七千円を一万四千円にしまして、新たに大学に入る場合の準備金、支度金として三十万貸し付けるといふようなこと

で額の改正を行ったわけでございます。これを踏まえまして、これから同じ対象人員、あるいは金額で貸し付けられた場合におきましては——推計でございますけれども、約四年ぐらいでいわれる基金の額が全部貸し付けされてしまふ、こういうような計算が立つわけでございます。こういう状況でございますので、これからの資金計画については貸付金額の増額とか、あるいは対象者をふやすというわけにはまいらないわけでございます。

○二〇番(石井武敏君) 十七号議案に關しましての質問でございますが、いままでさほど大きな事故にならなかったようでございますけれども、当人にとっては大きな事故と言えてしまふ。いまかまだきの際にスプレー等揮発性のものが突然爆発して、破片等が目に入って目を負傷した——ですから、先ほどから私が申し上げているように、突然起こるわけなんですよね、この事故は。いわゆる労働状況を見ましても、今後そういう事故は絶対に起こらないとは保証できないわけでして、整備されない、完備されない状況で行われているわけでございます。ですから緊急処置性について申し上げているわけでございます。くどいようでございますが、この点今後大いに検討をなさって、緊急に処置していくという、そういういたる緊急事態に対して十分対応できる柔軟性のあるものをつくっていただきたいことを要望して、この質問を終わります。それから、奨学資金の貸し付けでございますが、これもなお時間をかけてワタを広げる方向で御検討願いたいということを要望として申し添えておきます。

と殺場の冷蔵庫の管理、運営でございますが、今回この議案が提案されておりますので、議決をされれば額が決定されるわけで

ございますけれども、なお運営については温かい目で見守って話し合つて協議を続けていただきたい。一応額としてはこの際議決を迫られている状況でございますけれども、今後の、議決したあとの協議というものを十分していただきたい、そのように考えるわけでございます。いわゆるいままで部長さんの答弁から察しますと、いままででは全体の二三割が使用していたと、それを今度の月額改正では五〇割使用であるうと見込まれたの改正だというように答弁があつたわけで、実際作つてみないとその能力等わからないわけでありまして、未知数の点がありますので、さらにその点を含んでいただきたいと思ひます。

以上をもつて、質問としては打ち切ります。

○議長(石井 正君) 以上で二〇番議員石井武敏君の質疑を終わります。

次、四番議員横溝 功君。

(四番議員横溝 功君登壇)

○四番(横溝 功君) 御質問いたします。

私は、半澤市長が誠心誠意市政に取り組みまして、大きな成果を挙げていることを思うとき、非常に感謝申し上げる次第でございます。しかしながら、私は、よりよき市の発展を願う立場から次の質問をいたす考えでございます。

まず、議案第十四号非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償に關する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、その中の参与のことについて御質問いたします。

この制度のことにつきましては、施政方針の中に概要は述べられておりますが、もう少し具体的にお聞きしたいと存じます。

参与も自治法第七十四条の専門委員でございますので、調査の対象となる事項はおのずから限られると存じますが、当面市長はどのような事項について、またどのような経歴の人をこれに充てられるのかをお伺いいたします。

また、将来どのような事項についてやはりこの参与を設置する考えがありやいなやも合わせてお伺いいたします。

次に、任期でございますが、何年という任期が明記されておりませんが、一応はやはり任命にあたりましては任期があることがよからうかと思つてございまして、市長はどのくらいの任期をもって参与を置くのかということをお伺いする次第でございます。

次に、議案第二十六号館山市市民センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは館山市福祉協議会に市民センターの管理及び運営の一部を委任するというものでございますが、そもそも福祉協議会とは何ぞやということでございます。これは私なりの考えではございまして、一応蓋然といつたしましては福祉協議会は地域社会においてそこに居住する住民が主体となつて保健福祉の問題を取り上げて、民間サイドで解決すべきものはみずから解決へ導くための活動を行う民間の自主的組織であろうかと存するわけでございます。したがって、その活動は公的福祉行政と密接な関連をもつて進められることは当然であろうかと存じますが、一方社会福祉協議会の自主的活動も活発に行われている現状でございます。さらに、社会福祉協議会の共通の問題として取り上げている活動といつたしましては、しあわせを高める運動や心配ごと相談などの低所得者援護活動、さらには老人

クラブの育成、敬老思想の普及などの老人福祉活動、さらには子供会の育成、子供の遊び場づくりなどの児童福祉活動等々、いろんな活動があるかと存するわけでございます。さらに、今後におけるわが国の福祉事業は在宅援護等の地域福祉の面を充実していかなければならないとされており、この意味においても社会福祉協議会が民間の地域福祉活動を進める中核としてその活動はいよいよ重要なものとなつてきていると思つています。

そこで、お尋ねしたいわけでございますが、福祉協議会の目的性格からいたしまして、市民センターの運営をさせることは非常にそぐわないような気がしてなりません。さらに市長は、基本方針に述べておりますが、三全総による地方定住圏構想に触れて、安房郡市の中核都市としての役割を高らかに掲げております。市民センターは館山市民はもとより近隣市町村の方々に対しまして、やはり文化あるいは体育、あるいは福祉の増進の場として非常に有効に使われていると思つています。かかる意味合いにおいて、私はやはり市が管理委託するのがよろしいんじゃないかと思つてでございます。

第二点でございますが、経費の点でございます。市長は、先ほどの石井議員の答弁によりますれば、相当多額な経費を充てるということでございますが、一応五十四年度では予算が二千五百十五万九千円でございます。五十五年度の社会福祉協議会に対する委託費は二千二百八十三万九千円で、二百三十万の減となつております。これらの減についてどのように埋めるのか。これを市民に転嫁しようとするのか。そういうことについてお尋ねしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひします。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 横溝議員の御質問にお答えいたします。

第一点は、議案第十四号参与の設置の件でございますが、最近における行政運営は非常に専門的な知識や学識が必要とされるわけでございます。さらに、また社会情勢に速やかにむだなく、しかも適切に対応できるということが要請されているわけでございますので、これらの状況に対応させるため、専門的な学識のある者、行政について幅広い識見のある者の中から参与として適格者をその部門で必要とされる期間を委嘱したい、そういうふうに考えておるわけでございます。

また、その任期につきましては、一応一年以内で必要とする期間、ただし再委嘱は妨げない、そういう考え方をしております。

議案第二十六号につきましては、社会福祉協議会の果たす役割の重要性については御指摘のとおりでございますが、昭和三十九年の一月十日の厚生省通知にもございますように、社会福祉法人は主たるものが社会福祉事業である限り、必要に応じ付帯的公益事業、または収益事業をもできるとされておるわけでございます。したがって、館山市社会福祉協議会が市民センター業務を受託することは、同協議会の社会福祉事業の一環としてではなく、あくまでも付帯的の事業として行うことでございます。そのためには必要な人員等を配置できるより、またいままでの活動に対する影響等も十分配慮をいたしておりますので、社会福祉協議会の本来の業務を圧迫し、あるいは逸脱することはないと考えております。

なお、五十五年度の委託料は二千二百八十三万九千円で御指摘

のとおりでございますが、昨年と比べて約二百三十万ほど少ないわけでございますが、この委託料は運営に対する委託でございます。その中には多少の、少額の補修費等を含んでおりますけれども、大きな補修といったようなものは市の責任においていたすわけでございまして、そういう意味で二千二百八十三万九千円という金額は昨年と比べて決して少ない数字ではございません。

再三申し上げますように、これにつきましては、決して運営に問題の起こらないように十分福祉協議会と煮つめてあるわけでございます。

以上、答弁を終わります。

○四番(横溝 功君) 市長の簡便な答弁によりまして、おおむねわかったわけでございますが、まず参与でございませうけれども、将来のことはわからないと言えはそれまででございますが、やはり当面は何人任命しようとしておるんでございませうか。お伺いします。

○市長(半澤良一君) 一名でございします。

○四番(横溝 功君) 将来についてはどのように考えておられますか。

○市長(半澤良一君) 御案内のように四月から都市開発室というものをつくるわけでございまして、これにはやはり非常な専門的な知識を必要とする場合が多かろうと思ひます。そうした社会学建設学、土木工学、あるいは都市工学、そういったいろいろな専門家の知識を必要とすると思ひますので、その際にはその状況に応じて委嘱申し上げたい、このように考えております。

○四番(横溝 功君) 市長のいまの答弁によりまして承りました。

ます。

次に、二十六号議案でございますが、市長は節約といいますが、
によって減らすというより経費は——今年度の経費は昨年より
も交付が減っているけれどもまかなえるんだということござい
ますけれども、先般地方紙に社会福祉協議会で会費ですか——上
げるとかというよりな記事を読んだような気もするわけですが、
そのことは今度のセンターの維持管理に関係ないんでございまし
ょうか。市長さんは協議会長でもございまして……。

○市長（半澤良一君） 現在の協議会費は確かに年額百五十円でこ
ざいます。他の町村と比べましても——たとえ千倉あたりは千
円というよりな実情もございまして、非常に少のうございするの
で、福祉協議会のもの仕事の仕方がふえておりますし、物価等の
関連もございまして、これが積極的に福祉協議会の仕事をして
いただくためには増額をお願いしなければならぬではないか、
そういうふうに考えておるわけでございます。このセンターの
運営委託ということとは全然別の考え方でございます。

○四番（横溝 功君） 市長は、施政方針演説で定住圏構想を高ら
かに述べられておるわけでございますが、やはりセンターの運営
は市がやっておそ市長の方針と一致するものであるうかと存する
わけでございます。私は施政方針演説に矛盾するようない気がい
たしますが、市長はこの点どう考えておりますか。

○市長（半澤良一君） 行政の効率的な運営を図るということが、
これは市の財政面からだけでなく、やはり広い意味の市民福祉に
つながると思っておりますので、私はそういう考え方でいたした
わけでございます。矛盾はいたしていないというふうに考えま

す。

○四番（横溝 功君） 市長が矛盾いたしておられないということ
でございますので、賢明な市長さんでございますので、よろしくお
願いたしたいと思います。

市長は——先ほどの石井議員の答弁でございますが、福祉協議
会の内部で検討をしたということ、みんなが賛成したかとも思
うわけでございますけれども、やはり福祉協議会は社会福祉法人
でございます。社会福祉事業法にもありますが、市町村は社会
福祉協議会等そういった社会福祉法人を干渉してはいけないとい
う規定があるわけでございます。委託即ちそういった制約をする
というところにつながらない面もありますが、やはり社会福祉協
会は民間の自主的なものでございまして、あまり私は本来の仕
事も協議会持っておりますので、本来の仕事に沿う老人福祉セン
ターなら私はそういう管理はよかるうかとも思うわけございま
すが、やはりこういって市民センターあたりの維持管理というも
のはそぐわないものでもありますし、いま申し上げたように干渉
ではございませんが、そういうふうになりがちでございます。市
は社会福祉協議会を育て、ともに一緒になってやるべきだと思
いますので、どうかひとつそのへんもお考えになって、社会福祉協
議会を伸ばしてやるのがやはり市長の務めかとも思いますので、
どうかこの点をひとつお含み願いたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

○議長（石井 正君） 以上で四番議員横溝 功君の質疑を終りま
す。

次、一番議員神田守隆君。

(一) 議員 神田守隆君登壇)

○ 一番(神田守隆君) 議案第十四号についてお伺いいたします。

先ほど来、参与の新設について論議がされてきておるわけですが、この問題について先ほど来の市長の答弁を聞いてみますと、行政についてのかなり一般的な内容というふうに理解をするわけでありすけれども、地方自治法百七十四条に規定する専門委員というのは、あまり広範囲なものというのでは、本来の趣旨からはずれたものになるのではないかとというふうに思うわけです。現在、具体的にどんなテーマをこの参与に委任をしたいというふうに考えておるのか、そのへんについての説明をお伺いしたいと思います。

次に、議案第十六号についてであります。

改正案では百キロメートル以上の旅費については特急料が支給されるようになるということで、職員にとっては改善された内容であろうと思うわけですが、任路のみという制約があるわけで、なぜこのような制約をあえてつけたのかお伺いしたいと思います。

たとえば、千葉まで一日で済む仕事も帰りの足ということからかえて二日ばかりの仕事になるというようになることにはならないかどうか。

また、改正案の中に、「普通急行列車、または準急行列車を運行する」云々とありますが、この準急行列車とは何のことですか。議案第十七号について御質問いたします。

清掃作業等従事手当等の一部が改善されたというふうに思うわけですが、現業職員の手当等について十分検討するのは当然のこと

とであろうと思います。先ほど来の論議を通じましても、労働環境についてもきわめて劣悪だというふうな指摘も市長自身認めるところではないかと思えます。いま基本的な問題は現業者の場合ほとんどが五等級に据え置かれて、昇格の道はないということをお伺いしておるわけでございます。その多くが住民サービスの先頭に立って働いておる人たちであるわけで、この方たちの昇格についてどのような考えをお持ちなのか、市長の所見をお聞かせ願いたいと思えます。

次に、議案第十八号についてであります。この問題についても先ほど来論議されてきたわけですが、先ほどの答弁では四年間で基金額はすべて貸し付けを終えてしまおうという答弁だったわけで、今後の繰り入れについてどういうような考えを持っておられるか、この点についての市長の答弁をお伺いしたいと思います。

なお、高校で十三件の申し込みがあったのに対して五名、大学では十四件に対して四名というような答弁が先ほどありましたけれども、この貸し付けを断っている理由ということについて、どういう理由からなのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、議案第二十二号であります。青色申告宣言都市にするということですが、申告を青と、あるいは白かということでは申告者が自主的に判断すべき事柄で、実際青色にして非常に面倒で困っている、こういうような声も聞くわけがあります。現在市内の納税者は青、白どの程度あって、市としてはこの宣言によってどういうことをやるうとしているのかお伺いします。

次に、議案第二十四号であります。幼稚園の保育料の値上げ

というよりな問題であります。いままで国の基準は三千円だったわけです。これを三千六百円に引き上げたわけですから、国の基準では二〇パーセントアップということになるわけです。しかし館山市は二千五百円から今回一気に三千六百円に引き上げるわけですから、四四パーセント、国の基準アップの倍のアップになるわけです。一斉に各種公共料金の値上げが暮らしを直撃しつつある中で、こうした幼稚園の保育料は極力値上げは避けられるべきであるというふうに考えます。今回の値上げの経過で、国が今年度から国の基準どおりに保育料を徴収しないと交付税でその分減額するということなら、それ自体ゆゆしき問題であるというふうに考えます。幼稚園の保育料は各自治体ごとにそれぞれ歴史があって、それなりの決まり方をしているので、こうした国のやり方は自治体の実情を無視したやり方ではないか、こうした国のやり方に対して市行政の責任者としての態度をお聞かせ願いたいと思うわけであり、国のやり方を是とするならば行政の責任者としてきわめて残念なことだというふうに思うわけであり、

次に、議案第二十六号であります。市民センターの管理委託について先ほど来論議がされてきたわけであり、先ほどの論議の中で論点となっていた問題——社会福祉協議会の本来の仕事の妨げとなるのではないか、これに対して市長は、十分な協議をした上での判断だということをおっしゃるわけであり、社会福祉協議会の会長、責任者というのは市長自身が行っているわけですから、対等な立場での協議であるというふうにはなかなか理解をしがたいと思うわけであり、そうした点で、この社会福祉協議会への委託によって市民へのサービスの向上になるとい

うことが書いてあったり、あるいは効果的に施設管理ができるということがあるわけですが、この内容についてどういふことなのか御説明を願いたいと思うわけであり、

次に、議案第三十号であります。館山市の道路の占用料徴収条例ということがあります。市内に該当する電柱類は何本あるのか。そして、それらの把握は適切に行われているのか御説明願いたいと思うわけであり、

次に、議案第三十二号であります。市道路線の認定ということですが、二子寺谷線の場合、その道路が行きどまりになっているわけで、公衆の利用に供するものという公道、市道という立場から、こういう行きどまりになっている道路でもどういふ条件があれば市道認定をされるのか、この基準について御質問をいたします。

次に、議案第三十三号であります。水道料の値上げ問題であります。値上げは市民の家計を圧迫することになるわけですから、極力避けなければならぬということは論をまたないと思えます。特に生活の困難な世帯などには特別な考慮がされなければならぬと思えます。現在の水道会計を見ますとき、重要な問題は償却費や、あるいは利息までが原価に繰り入れられていることとあります。こうしたことがなければ県や市の補助金がなくても五十四年度で七千七百万の黒字になるわけでございます。私は現在の料金の算定体系、これが公共事業という性格からきわめて不自然であるというふうに考えるわけであり、この値上げによって累積赤字を五十五年度以降三年間で解消するという計画であります。そのこと自体無茶なことではないかと思えます。すなわち、

五十五年から三年間——五十五、五十六、五十七年の三年間で赤字を解消して、五十八年はおそらく累積赤字はなくなり、むしろ黒字になるのではないかと思いますが、この点についてどうお考えか。償却費を見込んで赤字なのでありますから、資金的に運営ができないということではないはずであります。それならば何も三年間でということにこだわらず、たとえ値上げ幅を圧縮し、もっと長期の期間をとって累積赤字の解消にあたるということも考えられると思います。とりあえず単年度収支で黒字に転換するということでもよいのではないかというふうに考えるわけですが、ここらについての御所見をお伺いしたいと思います。

以上、答弁によって再質問させていただきます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 神田議員の御質問にお答えをいたします。

議案第十四号でございますが、どんな部門について参与を考えているかというお話でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これから起こり得るであろう、いろいろを専門的な知識を必要とされる部分が出てくると思っております。そういう方々。それから行政のベテランで、行政全般について考えていただく、そういうことを考えております。

議案第十六号、往路のみ特急の理由ということでございますが、御案内のように国、県の場合には百キロ以上でないの特急料金は支給されないわけでございますが、本市の実情を顧みますと、千葉市を中心として出張する機会が多いわけでございますので、そういう意味で百キロというのを国の基準以上にいたしました、八十キロ——千葉まではちなみに八十九キロでございますけれども

八十キロという線を一応決めまして、往路のみを支給しようということ、県、国に対してより優遇措置だというふうに考えております。

準急行、これは国鉄にございせんけれども、私鉄等にあるわけでございます。

議案第十七号、現場職員の給与の関係でございますが、給与に關しましては一般職と同様行政職一表を適用しているわけでありますが、まずその点をひとつお含みおきたいと思えます。その上で五等級からの昇級の問題についてでございますが、この点については検討をいたしております。

議案第十八号、奨学資金の問題でございますが、これはその成立過程から言いますと、一般の善意の寄付金をもって基金としてきたわけでございます。その範囲内でやっていくということが原則でございますので、一般会計からの繰り入れというふうなことは考えておりません。

また、何人か選考いたしますけれども、やはり善意のお金をお預かりして、それを基金として運営しているわけでございますから、それぞれその効果が達成されるような方々に支給をいたしたい、そういう意味で家庭の事情とか、学力とか、そういったことを考慮をいたしまして選考をいたすわけでございます。おのずからその間にはその選考に漏れる方が出てくることもやむを得ないと考えております。

青色申告の件でございますが、現在の状況を申し上げますと、納税義務者三千百八十七人のうち青色申告者は千六百八十八人で

ございました、これは個人所得の場合でございますが、五三多でございます。法人の納税義務者は千四社のうち青色申告者は九百三十九社でございます。九三多でございます。

これは、市内の白色申告者に対して、今後は青色申告をするように勧奨をいたします。それから青色申告都市の看板を設置いたします。そのほかに青色申告の講習会、指導会等を実施し、相談所を開設するか、いずれも関連各団体と十分連絡をとりながら青色申告宣言都市の実効の上がるような仕事をしていきたいと考えております。

幼稚園の保育料の件でございますけれども、御案内のように交付税というのは基準財政需要額に対して基準財政収入額を差し引いた——いろいろ条件もございすけれども、簡単に申し上げるとでございます。国が幼稚園の保育料を三千六百元に決めたといいことは、市がそれだけ徴収しなくてもそれだけ収入がある、基準財政収入額の中に三千六百元で算定をされるわけでございすので、その交付税が少なくなる、そういう趣旨でございすので、それに対して三千六百元にアップをいたしましたわけでございす。

この制度がいいか悪いか、これは国の問題でございすので、国会で論議をしていただきたいと思います。

議案第二十六号の市民センターの委託の問題でございすけれども、十分福祉協議会と協議をいたしたと申し上げたことに対して、私が福祉協議会の会長であるから、そこでは権力的に押しつけたんではないかというより趣旨の御発言のようにお聞き

いたしましたけれども、福祉協議会はきわめて民主的な運営をしております、民主的な役員のおきまして全員の賛成を得まして決定をいたしましたわけでございすので、御心配のようなことはないと思ひます。

今後のサービスにつきましても、御案内のように市民センターの中に現在社会福祉協議会は五十四年度から事務所を置いているわけでございまして、そういう意味で運営につきましては福祉協議会に委任するほうがかえって有効、適切だろうと考えているわけでございす。

議案第三十号の、いま市道を占用している電柱の数は何本かというところでございす、千七十五本でございまして、管理は適切に行われていると考えております。

議案第三十二号に關連いたしまして、市道の認定はどのような条件を満たしているものを認定するのかという御質問でございす、その基準といたしましては、現在、幅員が四メートル以上の道路であること、起終点のどちらか一方が幹線道路——これは幅員五メートル以上の国道、県道、市道というふうに御理解いただきたいと思ひますが——幹線道路に接しているもの、第三点といたしまして公共施設等がございまして、そのために利用されている道路、第四点には道路周辺に家屋がつかっておりまして、また集落を結ぶなど利用度の高い幹線であること等を条件といたしまして認定をいたしているわけでございす。

それから、水道料金の件でございす、三年間で解消しようというのには短かすぎるんではないかという御意見でございすけれども、水道料金の改定につきましては、料金の全国の状況を見

てみますと、日本水道協会の調査によりますと、昭和五十三年年度でございますけれども、五十三年度に料金を改定した団体は全国で三百六十八団体、全団体の二〇％にあたっているわけでございます。これらの団体の改定状況を見ますと平均二・九年になつてゐるわけでございます。物価の変動、その他不確実な要素が非常に多い現在でございますので、しかも、なお本市のように累積赤字があつた場合には原価計算期間を長期にいたしますと次の改定時期に大幅な値上げをしなければならなくなる、そういう状況もございますので、今回原価計算期間を三年というふうに定めたいわけでございます。

以上、答弁を終わります。

○一番（神田守隆君）　まず第十四号ですが、参与について具体的にどんなテーマかということに対し、行政の必要に応じてということで、なかなか具体的なテーマが出てこないようで、非常に残念なことだと思います。

私が心配するのは、参与というよりな形で、従来の専門委員とちよつと形を異にするのではないか。具体的な専門委員としてテーマがあつて、それに対する調査があつて、市長にその内容を報告する、こういうよりな理解を持つてあります。この参与が具体的にテーマも何もはっきりしてないで置くということになれば、行政問題について学識経験があるということ、市の職員の方が一定の年齢に達して、そして天下りするといふようなポストになりはしないか、そういうことになれば、そのこと自体市民の税金のむだといふことにつながりかねない、こういうような危惧を強く持つわけで、どういうテーマで、どういう内容について

であるのか、具体的に示してくれということを書いてあるわけなんです、なければいけないということ、それ以上のことはしょうがないわけですけれども、市長が現在考えているテーマはこういうことだということがあればお聞かせ願ひたいと思います。

議案第十六号につきましては、これ以上質問をいたしません。十七号についてでございますが、現業員の場合昇格の道は従来ほとんどなかったということで、検討しているということでありますので、そのこと自体大変大事なことで、早急に四等級への昇格の道、あるいは三等級への昇格の道をつけるといふ方向での検討をしていただきたいと思います。先ほどのお話の中でも労働安全管理者ということで三名の方がなつておるといふことでありますが、現在正木の処理場では場長の方に次いでその責任を担うという方もおられるんじゃないか。実際の仕事の内容から見てそういう方は当然係長なり、そういう内容の責任を持つた仕事もされておるのではないかと、そういうことを考えるわけですが、そういう方については三等級というよりな昇格、待遇、そういうものがあつていいんじゃないかといふふうに思うわけでございます。いま市長が検討されているということ、そのことが一つ。

それから、先ほど来話がされているわけですが、処理場の労働条件そのものがきわめて厳しい中で長い間働いてきた方も多いいわけですから、ずつと退職するまで五等級といふような話も聞いておるわけでありまして、一定の年限なりを経過した中では四等級に昇格していくといふようなことを考えられてはどうか。その点についてもお伺ひしたいと思います。

それから、十八号乃至二十二号については、これ以上質問いたしません。

議案の二十四号、幼稚園の問題であります。国会でやってくれというふうなことでありますが、もちろんわが党国会でこの問題についてもやるわけであります。またやっているわけであります。

私が質問していることは、交付税の——今年減額すると——従来そういうことはあったのかどうか。今年度からやったことではないのか。そうすれば、それ自体従来の方を無視した、自治体の立場を無視したことになりはしないか。こういう点について市長の態度——どういふふうにお考えになっているか、それをお聞きしているわけで、それが正しいか正しくないかというふうなことでなくて、市長の態度というところで、従来の方と変わったという点についてどういふふうにお考えをもっているのかを聞いています。その点についてももう一度お聞きしたいという点であります。

それから、国の三千六百万円ということになれば大幅なアップなわけであります。家計への圧迫もかなりなものになっているという点は事実で、市長さんのこれまでのお話でも、たとえばカラーテレビというふうな形で、上がった分については施設の整備という点でお返ししていくんだということを伺っているわけですが、国は幼稚園への就園を推進するという点で、自治体が就園の奨励金を支給したり、あるいは保育料を減免したりする場合、国もこれに対して補助金を出す、こういうふうな制度があるわけでございます。市としても保育料の減免基準というふうなこ

とを決めてあるわけですが、国の基準に比べて減免の対象が狭くなっているわけです。こうした問題点をもっているわけで、この保育料の引き上げという問題に対して、この幼稚園の保育料の減免措置についてどういふふうにお考えを持っているのか。所得割り非課税世帯からは実質的には保育料は免除すべきであるというふうな考えを持つわけですが、この点についてどのようなふうにお考えを持っているかをお聞きしたいと思います。

それから、市民センターの問題についてであります。この問題について話をしても、私は市長という立場、そしてまた同時に会長という立場で協議をしたというふうな、また民主的な協議で全員の賛成を得てやったんだというお話でございませうけれども、なかなかそのことを額面どおりには受け取れないということをし添えて、この問題についての私の質問はこれでやめます。

議案の三十三号であります。全国的に三年に一回やっているんだ——大体平均的に二・九年ということでありましたけれども、具体的に三年経った五十八年のこの問題について、収支についてお見込みでどういふふうなことを考えておられるのか。さっきの話では黒字になるんなら五十八年にはそれに見合っただけ下げをしてもいいというふうな、そういう意味で理解をすることなのか、そのへんについてのお考えをお聞きいたします。

○市長（半澤良一君） 現業職員の昇格の問題については、先ほど申し上げましたように検討をいたしておりますので、神田議員のお話も参考にしながら検討するようになりたいと思っております。

それから、幼稚園の保育料の件でございませうが、交付税の件でございませうけれども、今回制度が改まったわけではなくて、前か

らそういう制度になつてゐるわけでありませう。

これがいいか悪いかということ——どうするかという問題——私の姿勢をとつてくださいますか、私はやはり地方の時代とか何とか言われておりますけれども、まだまだ財政面、行政面では決して地方の時代ではない、やはり国の行政の中の一コマとして出ているわけでございますので、国の方針に従つていふべきだといふふうに考えております。

それから、水道料金の改定の件でございますが、これは先ほども申し上げましたように、とにかく物価の変動、その他不確定な要素が多いわけでございますので、当面、三年間で赤字を解消するため努力を必要とするために料金を改定していただきたい、こう思つてゐるわけでありまして、その時期に至りましたときに、三年経過いたしましたときに、やはりそのときの社会情勢、物価の動向、その他を考慮して検討いたします。

○教育長（安田豊作君） 幼稚園の保育料の減免規定について、国の減免というのは二万円を限度としてその三分の一を国が補助し、三分の二を市が負担して二万円以内で減免する、こういうことになつておりますけれども、館山市としては今度の値上げを契機といたしまして、生活保護規定による保護世帯については四万三千二百円全額補助というのを考えております。それから第二点として当該年度に納付すべき市民税の非課税世帯に対しては三万円以内の減免をする、こういうことでございます。それから当該年度に納付すべき市民税の所得割非課税世帯に対しては一万八千円以内を限度として減免する、こういうふうに考えまして、国の基準をかなり上回つた減免規定でいく予定であります。

以上。

○一番（神田守隆君） 議案の十七号についてであります。私が言つた内容について、現業員の問題についてはそういう趣旨も汲んでいただけるということで検討するといふ意味に理解してよいのかどうか、そのへんをもう一度くどいようにすけれどもお聞きしたいと思つております。

それと、幼稚園の保育料の問題で、いままで交付税を減額する、こういうような事実はあつたのかどうか。いまでもこういう制度があつたのかどうかということ。

それと、いまのお話で、減免処置については国のいまの基準を上回つた内容で、全面改正というふうに理解していいんじゃないかと思つておられるけれども、さらに国の基準の中では、私立の幼稚園についても補助の規定があるかと思つてすけれども、この点についてさらにその対象を拡大される考があるかということについてお聞きしたいと思つております。

それから、水道料金については不確定な要素が多いということ——もちろん不確定な要素は多いと思つております。ことしも狂乱物価というよりなことが再来するのではないかということも取りざたされているということで、三年先になるというところと実際むずかしいと思つておられます。しかしながら現在の水道の水というものは、たとえば利息、これが非常に大きいウェイトを占めて、三分の一前後原価を占めてゐるわけで、そういう点ではかなり予測性というものは強く働くんではないかといふふうに思つて、五十八年にならなければわからぬ、そのときはそのときだ、それはもちろん確かにそういうふうに言われればそのとおりだと思つてすけ

れども、それでは値上げというのはあまりにもいい加減ではないかという気も逆に持つわけで、この三年間、現在の値上げ幅というものを削減するという方向で市長考えられないかどうかお聞きいたしたいと思っております。

以上。

○市長（半澤良一君） 現業職員の昇格の件でございますが、今後検討する課題の中で神田議員のような御意見もあるということをお考えの中に入れて検討するということになります。

水道の料金の件でございますが、無責任だというお話でございますけれども、現在の状況において最大の誠意をもって努力した結果が三年間を目標にして赤字の解消を図るのが適当だと考えられてございまして、三年後に経済情勢が変わっているでありまして、その時点において、また最大の努力をするということになります。

○総務部長（鈴木弘道君） 幼稚園の使用料の関係でございますけれども、いわゆる国が地方財政計画の算定の中におきまして幼稚園の使用料を引き上げるといふような方針を打ち出したわけであります。また、それに基づきまして交付税の算定におきましても幼稚園の需用費に幾らかかるかというような算定の中におきましても使用料を三千六百円収入するものとして交付税を算定するわけでございます。ですから、それを三千六百円に改定しないことを考えた場合でございますけれども、いわゆる交付税額をもらった財源の中からその値上げの差額分だけはやはり幼稚園の経費としてほかの一般財源等からこれを補充しなければならぬということでございます。結果的にいわゆる交付税が減額されたと同

じような効果をもたらすというようにございまして、そういうような観点から使用料をいただくものはいたいたいで、それに基づいて施設等の充実を図っていくというように考え、今回引き上げをお願いすることになったわけでございます。

以上でございます。

○教育長（安田豊作君） 私立幼稚園の減免についてはどうなっているかということでございますが、私立幼稚園については最高限度八万円まで国の基準どおり補助をする、こういうことになっております。

○一番（神田守隆君） 議案の二十四号であります。私は議案そのものに、そういうような減免の処置が行われるからそれでいいというようなことを考えるわけではありません。しかしながら少なくとも国で減免措置について補助をするという規定がある以上、最大限その補助そういったものを積極的に活用すべきだ、そういう立場からこの問題について質問したわけで、いまの御答弁の中で国の基準を上回るということ、減免処置については全面的な改正ということが行われる、それ自体としては結構なことだといふふうに思うわけであります。ここで、今年度減免処置の対象になった方で十分これが利用されているかどうか、そのことについてお聞かせ願いたいと思っております。

それと、幼稚園の交付税の減額の効果をもたらすというようにございまして、そのへんの説明を受けたわけでございますけれども、先ほど質問したのは、前年度もそういうことで交付税の減額の効果をもたらす——去年は国の基準は三千万円であったわけですから、館山市は二千五百円であったわけですから、それだけ交付税が削

減されていたのか、実質的に。そこらのお話をお伺いしたいと思
うわけでございます。

○総務部長（鈴木弘道君） いままで交付税の算定基準においては
三千円でございましたので、結果的には五百円だけ実質的に軽減
されたと同じような効果をもたらしていたということになります。

○教育長（安田豊作君） 幼稚園の減免については、当初は減免と
いうことが要するに幼稚園の子供の家庭的な差別があるから困る、
むしろないようになさって欲しいという声もかなり聞きました。そうい
うことでありましたけれども、昨年から全部保育料が銀行振込と
いうことになりました、これが一切子供にも各家庭にもわからな
いという状況になりましたので、減免になった家庭は喜んでい
るし、効果的な活用をしているものと、このように解釈をしてお
ります。

○一番（神田守隆君） 私は、この減免の処置が十分活用されな
ければならぬというふうに思うわけであります、そういう銀行振
込にしたという経緯があつて、いままでは差別的な感覚からそう
いう条件がありながら受給しなかつた方が多かつたということ
であります、そうすると、現在はこの受給資格を得るといふ方
々さん受給をしているということですか。それともあくまでも本
人からの申告があつてすること、そういう条件があるかないか
知らなかつたということ、済まされてしまつたのか。お聞きした
と思います。

それと、国の新しい基準によつて、市町村民税の所得割で一万
円以下の世帯ということがありますが、この方々というのは実際
幼稚園の中で——これは概算で結構ですけれども、どのくらい

方に該当者が出てくるというふうにお見込みであるか。そこらへ
んについてお聞きしたいと思つています。

○教育長（安田豊作君） 受給を受ける資格といひますか、その資
格者が辞退している者は現在ありません。

それから、人数はちよつといふ手元ありませんけれども、予
算から見ますと、納付保育料の約一割になつております。です
から人数はもっと多いことになると思ひます。

○議長（石井 正君） 以上で一番議員神田守隆君の質疑を終りま
す。

次、一九番議員石井輝久君。

（一九番議員石井輝久君登壇）

○一九番（石井輝久君） 私は、本日の日程第一の第十四号乃至第
三十三号議案の中の第二十二号青色申告都市宣言について、第二
十九号館山市国民宿舎利用料徴収条例の一部を改正する条例の制
定について、第三十三号館山市水道事業給水条例の一部を改正す
る条例の制定について、以上の三議案に対する質疑を行います。

まず、第一点、議案第二十二号議案であります、お伺いする
のは、館山市の全世帯の中で——あるいは世帯でなく人口と言つ
たほうが適当かどうかわかりませんが、いづれにしても青色申告
をしている者は全体の納税義務者のうちでどれくらいかの件数にな
っているかについてでありますけれども、この点に關しましては、
先ほど同僚一番神田議員の質問にお答えになつておられます。す
なわち個人納税義務者三千八百八十七名中青色が千六百八十八名と
の数字を示されました。これが五三〇にあたるということござ
います、残りの千四百九十九名が——これは四七〇ということ

になりましょるか、これが個人納税義務者中の白色ということになりましょるか、お伺いします。

それから、申告納税は、青色と白色二種類の申告になっておりますが、いずれもこれは地方税ではなくて国税であります。市税と直接の関連はないと思うのであります。それはそれとして、次の質問に移りますが、市長はこの宣言をすることによって、館山市内の全納税義務者が青色申告をするように期待しておられるのであります。その点御見解を伺うものであります。何々都市宣言というのは、女であっても男であってもその別なく、また老人でもありましても幼児でもありましてもその別なく、たとえば交通安全都市宣言というがごとく等しく市民全体に及んでいくものと、そういう性格のものであらうかと思われれるものでございます。市民共通の願いを込めたものといってもいいでございませう。しかしどうも市民の一部の人だけを対象としての都市宣言ということになりますと、いささか宣言ということには疑義を感じざるを得ないような気もしないわけでもありません。そこで、市長が全市民に将来青色申告を期待しているのであれば、それはそれとしてまことに結構であらうかと存じます。この点についての市長の御所見を伺っておきたいのであります。

第二の質問は議案第二十九号であります。これは建設経済委員会に付託される議案でありますので、委員会において慎重審議することとてごく簡単に質問いたします。

先日の一般質問でも触れましたが、館山市の観光は、統計的に見ますと、昭和四十九年をピークとして、日帰り客の場合の入り込み者数に限って言えば下降線をたどっており、こういつた観光客

から見ますと、この国民宿舎鳩山荘がオープンすることは、観光客誘致の上から期待するところきわめて大きいと申すべきでありましょう。労働省の雇用促進事業団が千葉県に事業委託した平砂浦の勤労者いこいの村、これは開設以来まことに盛況であると思っております。環境に恵まれて西岬にある鳩山荘が市の観光発展に寄与されるように期待を込めて、まず第一に、現時点でどの程度の建設の進行状態にあるか、これをお伺いします。

次いで、完成の用途をいつごろに置いておられるのかお聞かせ願いたいのであります。

三つ目は、別表第二であります。これは市の例規集の二六四九の六五であります。館山市国民宿舎利用料徴収条例の別表について伺います。この別表改正は宿泊だけの利用料を改正しようとするものであって、それに新たに冷暖房の加算額を設けようとするものであります。それで食事の場合には朝食と夕食と全く改正しようとしておりますが、これは現実にはそぐわないのではないかと思います。その点に対する、簡単に御見解を伺いたいと存じます。

また、地方公営企業法に基づく運営をされようとしておられますが、従来の経営との相違点の説明を承ります。

最後の質問は、第三十三号であります。これは例規集の二五五一一―別表ですから二五五六になります。館山市水道事業給水条例の一部を改正しようとするものであります。それで第二十五條水道料金第一号表の改正案でございます。第一にお伺いしようとするのは、用途におきまして、現行の例規集によりますと用途におきまして官公署、学校用という欄を設けてあります。

新しく改正するものには官公署、学校用というものはございません。この点についてその理由を簡単に御説明いたしたいと思います。

次いで、料金区分でありますが、一般用の現行料金区分体系におきまして、現行は四十一立方メートル乃至六十立方メートルと区分して、六十一立方メートル以上は無制限ということになっております。改正案によりまして、さらに四十一立方メートル以上を三つの区分にしようとしております。簡単にその理由を承りたいと存じます。

三つ目は、現行ですと種別として定額制、一般用というのがございまして、これを新しく改正しようとするものは、定額制を廃止しようとしておられますが、その理由も簡単に承ります。

この議案も建設経済委員会に付託され、その審議がなされることになっておりますので、委員会での質疑に譲りまして、ごく簡単に、以上概括的に質問いたします。

○議長（石井 正君） 午前の会議はこれにて休憩とし、午後一時再開いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後 一時 三分 再開

○議長（石井 正君） 午後の出席議員数二十五名、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市当局より、二〇番議員に対する答弁中、訂正したい旨の申し出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。

訂正願います。

○民生部長（鈴木 力君） 午前中の議案第十八号の奨学資金の貸し付けにつきましての答弁に誤りがございましたので、謹しんで訂正させていただきます。

五十四年度の奨学資金の申し込み者数でございますが、高校生におきましては五名でございます。それから大学生につきましては四名、大学支度金につきましては二名でございます。いずれも申し込み者全部が貸し付け決定を受けております。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 石井輝久議員の御質問にお答えをいたします。

議案第二十二号についてでございますが、全市民の青色申告化を期待するかという御質問でございますが、全納税者の青色申告を期待するものでございます。

憲法第三十条で国民は法律の定めるところに従い納税の義務を負うと規定されております。納税は国民にとりまして崇高なる義務でございます。現在法の定めるところに従って税を納めていない方であってもやはり納税の義務があるわけで、国民として納税の義務を負っているわけでございますので、そうしたことで納税の思想を普及するということは青色申告の趣旨でもございますので、そうした意味でも全納税者に青色申告を期待するものでございます。

議案第二十九号につきましてお答えいたします。御承知のとおり鳩山荘は現在改築中でございますが、御質問の第一点、いまの工程の状況についてでございますけれども、当初着工いたしました。

てから予定地の地下に防空壕が発見されるといふアクシデントがございまして、工事が遅れております。現在管理棟については躯体工事も完了し、内部造作工事、外装工事等に入っており、宿泊棟についても鋼製建具等の取り付けも完了し、内部造作工事等にもなくかかるところでございます。

御質問の第二点、完成はいつごろかということでございますが第一点の御質問にお答えいたしましたような理由によりまして大幅に遅れておりますので、四月にずれ込むのは避けられない状況でございますが、早期完工を目指しまして業者を督促いたしておるところでございます。

御質問の第三点、別表第二の鳩山荘利用料についてでございますが、国民宿舍の料金は環境庁の指示によって決めるわけでございます。昭和五十二年二月四日環境庁の通達によりまして、国民宿舍利用基準の改定がございました。現在それが適用されているわけでございます。鳩山荘は木造建築から鉄筋コンクリートに改築をいたしますので、その利用基準のうち鉄筋コンクリートの基準を採用いたしたいというものでございます。

御質問の第四点、公営企業法を適用するについて従来とどう違うのかという御質問でございますが、公営企業法の適用については、地方公営企業というのは地方公共団体の一般行政事務とは異なりまして自立性を持った事業として経済性を十分に発揮されるような運営がなされなければならぬわけでございます。国民宿舍の経費は受益者負担を前提として運営されるものでございまして、県の指導等もございまして、公営企業会計を導入することによりまして経済的、合理的な運営を図ろうと考えているもので

ございます。

議案第三十三号、水道料金の改定に関する御質問でございますが、水道会計は独立会計でございますのでその健全性と独立性を維持することが必要だろうと思えます。水道を使用する場合にその水の用途によって料金格差を設ける料金体系は不合理であるという考え方から、最近官公署、学校用の料金を廃止する団体が多くなっています。現在県下各市の状況を見ましても、官公署、学校用を設けて単価の安い料金を採用しているところは本市と茂原市のみでございます。そうした事情から、今回、官公署、学校用も一般と同じ水道料の負担をすることが適切であるという考え方から、官公署、学校用を廃止していきたいと考えているわけでございます。

質問の第二点は、料金区分を大きく改定した理由についてでございますが、水道の第一次拡張事業によりまして、本市の水道給水も大きく好転いたしましたので、現行の料金区分を基礎といたしまして全体的な給水量の実態、各区分ごとの給水量の実績を考慮いたしまして積算をいたしましたわけでございます。

まず、変更区分の月四十一トンから百トンまでは全水量の九・八％、百一トンから五百トンまでは一五・二％、五百一トン以上は一四・七％を占めております。これに対して各区分ごとの月四十一トンから百トンまでは全件数の五％、百一トンから五百トンまでは一・九％、五百一トン以上については〇・四％となっております。

このような各区分ごとの占める水量比率、また県下の各市の状況等も勘案いたしまして、消費抑制型料金体系を基本に決定した

ものでございます。

同じく、定額制を廃止した理由ということでございますが、水道メーターを設置してない給水栓は現在ございませんので、今回定額制を廃止しようとするものでございます。

以上、答弁を終わります。

○一九番（石井輝久君） 再質問いたします。

三番目の議案第三十三号水道料金の改定の質問でございますが、これは学校、官公署だけが一般に比べて安い料金体系を設けてこられたことが不合理である、こういう観点からなくした。これは非常に結構なことだろうと思います。料金体系の上から言って不合理の是正に踏み切られた——まあ遅きに失するくらいはあるにしても前進であろうと評価いたします。

次の、料金区分の改定でございますけれども、消費抑制型の料金区分に改定するんだということでございます。これまた料金の徴収の面からいきました合理的になってきていると思えます。従来ですと六十一立方メートル以上は無制限、こういうことでございますけれども、さらにたたいま御説明のように従来の実績を勘案しての料金体系、料金区分であろうと思えます。これもまた合理的な料金区分になってきているように思います。体系としては評価をいたします。

さらに、また定額制をなくしたと、これまたある面では合理的だと思っております。

あと料金そのものにつきましては、付託される委員会の審議がございまして、そのほうにゆだねたいと思っております、この点は質問を打ち切ります。

第一点の青色申告でございますけれども、先ほどの御質問で申し上げたもので答弁をいただかなかったものがあつたように感じます。何かと言いますと、先に神田議員にお答えになつて、神田議員の質問と同様趣旨の御質問を申し上げようとして通告してございましたけれども、神田議員に数字を挙げてお答えになりましたので、その数字を受けまして質問申し上げたんですが、私はさらに青と白に分けて——お答えによると、青色申告が納税義務者三千八百八十七名中千六百八十八名、パーセントにして五三％が青色申告をしているということだったので、今後は納税義務者の三千八百八十七マイナス青色申告をしている千六百八十八、差し引きしますと千四百九十九名になります、千四百九十九名が全納税義務者のうちの白色の申告なのかどうか、それからまた個人の納税義務者中源泉徴収の該当者は何名あるかということをお質問申し上げたはずでございます。お答えがございましてしたので、お答えをいただきたいと存じます。

それから、御説明によって趣旨はわかりましたけれども、市長のお考えは、館山市民全納税義務者に青色申告を期待されるというお話でございましたけれども、その点お考えはわかります。わかりますけれども、青も白も申告をしない——具体的に言いますと、源泉徴収なんかは幾ら期待したってどうですか、及んでいくものなのかどうか。これはいづれにしても国税でございますから、そういう面で議論をすれば、いろいろな議論の余地があるのかと思えますけれども、先ほども市長のお話にありましたように、いわゆる兵隊に行く徴兵の義務は日本になくなりましたけれども、学校に行く義務と納税の義務は当然国民の義務でございますから

お考えの方向は理解できません。ただ理解できませんから、特別の議論をしようとするものではございませんけれども、全市民に及ぶといつても六万弱の市民全体が青色申告をするわけじゃないんで、いまのお答えですと全納税者に青色申告及んでいくことを期待する——全市民には及んでいかない、間接的には及んでいくでしょうけれども、そういう点で議論の余地はあるということでございますが、この点につきましては趣旨を理解いたしました。その点につきましては質問を打ち切りませんが、ただいま答弁に漏れていた一点のお答えをいたしたいと思えます。

それから、次の議案第二十九号でございますけれども、なるほど工事に入ってみたら、掘り返してみたら防空壕が地下にあったというところで、工程が若干狂っているようですが、その点は特殊な問題でございます。それこそ予期しないアクシデントでございますから多少の遅れはやむを得ないと存じますが、四月にずれ込むそうでございますけれども、その点は理解をいたしました。これもまた、この議案は当然建設経済委員会のほうに付託されるのでございまして、もしさらに質疑の余地があるとすれば委員会の審議にゆだねたいと存じます。

それから、公営企業法の導入の問題でございすけれども、これもまた公営企業会計でやったほうがなお一層運営がよろしいというところでございますので、この点に関する質問は打ち切ります。それから、もう一つ、宿泊の料金を改定するけれども、朝食、夕食については料金の改定がないのは現実にとぐわないんじゃないかという質問でございましたけれども、この点に関してのお答えをいたしたかかったように存じます。ただ、お答えは、関連す

るとするならば、昭和五十二年の二月四日ですか、環境庁通達の云々ということ。現在もそれを適用して料金を設定したというよりなお答えでしたが、とにかく宿泊料金は改正して、朝食、夕食は今回改定しないということは、最近の物価の変動とかを考えてみますと食い込みになりはしないか、そういう意味で御質問申し上げているわけでございます。もう一べん簡単に結構でございますからお答えをいたしたいと思えます。

○総務部長（鈴木弘道君） 議案第二十二号につきましては御質問でございますけれども、いわゆる個人の所得税対象の納税義務者三千八百八十七人のうち青色申告は千六百八十八人でございますので、その残の千四百九十九人は白色申告でございます。同じく法人においても千十四社のうち九百三十九社が青色申告の適用を受けておりますので七十五社が白色ということになっております。

それと、市県民税における源泉徴収の人数でございますが、一万三百人でございます。

○経済部長（太田博雄君） 鳩山荘の食料の件でございますが、石井議員さんのおっしゃるとおり、現在の物価情勢から考えますと、当然値上げが必要ではなからうかということもございすけれども、国民宿舍の料金は先ほども市長が申し上げましたとおり国民宿舍の利用基準というものに定められておりますので、それによって決定する以外にないわけでございますので、御了解願いたいと思えます。

○一九番（石井輝久君） 委員会の審議もございすので、そちらのほうで質疑をしたいと思えますので、これ以上の突っ込んだ質疑はこの議場では差し控えてさせていただきます。

ただいま、一万三百人の方々が源泉徴収で納税をしているという事でございます。数はわかりました。納税義務者が館山市内には三千百八十七名おられるわけですね。それで、その内の青色申告をしている人が千六百八十八名、差し引いた残りの千四百九十九名が白色の申告をしている、こういうことでございますね。それで、さらに館山市内には源泉徴収によって納税をしている人がこのほかに一万三百人いる、こういうことになりましたね。そうすると、一万三百人は納税義務者とは館山市では呼ばない、こういうことに理解してよろしゅうございますか。

○総務部長（鈴木弘道君） 御承知かと思えますけれども、青色申告の適用される所得の区分、いわゆる所得税法では十種類の所得区分がございすけれども、そのうち青色申告で申告できるものは事業所得、不動産所得、山林所得の三所得でございますので、この三所得を有するものをここに掲げたわけでございます。

○一九番（石井輝久君） 要するに、館山市内で税金を納めなさいよという義務づけられた人は三千百八十七名、そのうちの五三〇が青色申告をしている、そのうちの四七〇が白色の申告をしている、これは御説明でございます。そのほかに一万三百人の源泉徴収をしている人がいる。こういうことで、館山では源泉徴収によって納税をしている一万三百人は納税義務者とは呼ばないで、納税義務者とは白色の申告をしている人と青色申告をしているとの二つを納税義務者と呼ぶのか。源泉徴収をしている人は館山では納税義務者とは呼ばないのか。こういう御質問でございます。

○総務部長（鈴木弘道君） もちろんおっしゃるとおり源泉徴収で納めていただく方も納税義務者でございます。ただ二十二号議案

で先ほど市長がお答えいたしましたものは青色申告を推進するための宣言というよりな趣旨でございますので、いわゆる青色申告を推進するための対象者数を三千百八十七人というふうに申し上げたわけでございまして、そのほかの源泉徴収等で納められている方もすべて納税義務者でございます。

○一九番（石井輝久君） そうしますと、先ほどの答弁訂正していただかないといけないと思えますよ。なぜなら、一万三百人プラス千六百八十八人プラス白色をやっている千四百九十九人、これをひくくると館山市の納税義務者というふうな理解の仕方に立たないと館山市の納税義務者は三千百八十七——速記録を調べてみたらわかりますよ。そういうふうになりますよ。

これは、わかりましたから、要するに納税義務者とは一万三百人を含めたものであるという理解の仕方です。よろしいということで、質問を打ち切ります。

○議長（石井正君） 以上で通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で何か御質問はございませんか。

○二三番（菊井敏博君） 通告しておりませんが、質問いたしたいと思えます。

総務委員会の中で質疑しようかと思つたんですが、重要なことなので市の考え方を聞かせたいと思つた。

ということ、市の条例を設置、または条例の一部を改正しようという事は非常に重要な問題であると考えますが、その点について執行部はどのように考えておりますか。

○市長（半澤良一君） 御意見のとおりだと思つた。

○二三番（菊井敏博君） 当然、私は市の条例の設置、またはその

条例を改正するということは非常に重大なことであると思います。その重大な議案を提案するにあたりまして、どのような形にせよ資料省略ということはどうも納得しがたいわけでございます。ということは、議案第二十二号、議案第二十六号というこの問題は私は非常に重大なことだと思っております。これに対して、議案を提案する執行部の姿勢に非常に重大な疑問を持つと同時に、これを審議する議会に対して何か軽視しているように考えますが、その点どう考えるか。また、このように資料省略というような形の中で、全部資料省略でも通るわけです。将来にわたって考えるとき、非常に重要なことのように考えるので、その点についてお答え願いたいと思います。

○助役（小倉澄男君） お答え申し上げます。

提案した議案はあくまでも神聖なものでございまして、それに対して執行部といたしましてはあらゆる方法をもちまして御説明を申し上げるわけでございますが、このたび資料を抜かしました理由につきましては、執行部といたしましていろいろ考えました時点で、市長が提案理由に御説明申し上げました言葉並びに議案説明で申しました趣旨以外に補足的に御説明すべき、何と申しますかこれ以上の詳しいものはないんじゃないかということで、実は事務局のほうとも相談しまして、同じようなことをまた説明資料の中に載せるのもむだではないかというようにすることも検討いたしました結果、それならば説明資料の中にあえてよろしいんじゃないかというように観点から抜かしたわけでございまして、議会に対して説明をおろそかにするというような意味で抜かしたわけではございませんので、御了承いただきたいと思います。

○二三番（菊井敏博君） 私も、市長の施政方針見て、そのような形のようにあなた方がとったんじゃないかと考えたわけですが、助役さんのような考え方を持たれると困るのであえて質問したわけでございます。そのような形なら、市長の施政方針に述べているので全部省略というような形で資料提案が今後出てくるおそれがあるわけです。助役さんが言う形だと、今後非常に不安を感じるんで、この点に対してどのように考えるかということをお聞きしたわけがあります。親切さが欠けるんじゃないか。そのままの形で今後省略というところで出てきた場合困るので……。

○助役（小倉澄男君） 菊井議員の御意見を聞きまして、十分に検討して善処していきたいと思っております。

○二三番（菊井敏博君） なるべく今後そのような形で資料を提出していただくということをお願いいたしたいと思います。

○議長（石井 正君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（石井 正君） ただいま議題となっておりまして議案第十四号乃至議案第三十三号の各議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第二、議案第三十四号昭和五十四年度館山市一般会計補正予算及び議案第三十五号昭和五十四年度館山市国民健康保険特別会計補正予算を一括して議題といたします。

質 疑 応 答

○議長（石井 正君） これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

二〇番議員石井武敏君。

（二〇番議員石井武敏君登壇）

○二〇番（石井武敏君） 今回の補正予算に關しまして御質問いたします。

補正予算も年度末でございますので、内容によりましては多少数字合わせの感じのするものもないわけではありませんが、あくまでも当初のきちんとした計画により、すべからず計画どおりにそれが収支したかどうかということは、大変重要な問題であるわけでございますので、具体的に質問を進めたいと思ひます。

質問は、五十五年三月の定例議会議案書によつて質問いたします。

初めに、二三ページの二款総務費一項総務管理費八目の交通安全対策費一五節交通安全施設整備工事請負費でございます。これは交通安全施設整備の工事請負費の減についてでございますが、国県支出金が四百五十万、一般財源九十五万、計五百万の減になっているわけでございます。説明書のほうを見てまいりますと、設計の変更による事業費減ということになっておりますが、交通事故発生の際の年間の資料を見ましますと——特にここで数字的なものは申し上げませんが、死亡事故発生件数は全国的に見ましても千葉県は上位であります。また館山市もその例に漏れないものであります。交通安全施設はまだ未整備な個所がたくさんあると

思ひます。いわゆる防護柵、道路照明、道路反射鏡、道路標識、区画線等々、その他の交通安全施設にしても検討すべき場所が多々あると思ひますので、今回の予算減に対する措置についての御説明をお願いしたいと思ひます。

二点目は、二七ページの老人福祉費の中の一九節の負担金補助及び交付金の中でございますが、補助金の中の老人クラブ補助金の減についてでございます。市長は老人クラブ活動には大変大きな理解を寄せているものと私は考えております。施政方針の中にも市長の老人クラブに対する一つの姿勢がうかがえるわけでございます。「今後の高齢化社会に対応して高齢者が希望と生きがいのある生活環境が得られるようその基礎づくりとして書道、盆栽、菊づくり等を対象とした趣味クラブを強化、拡充しその体制づくりに努めながら老人クラブ組織の強化、助長を図つてまいります」というように、老人クラブに關しての基本的な姿勢を明らかにしておりますが、この姿勢は今回の施政方針で初めて確立されたものではなくて、以前からそうした姿勢があり、連動してきたものであるかと、改めてそれを確認したというふうに私は考えておりますので、今回の老人クラブの補助金の減の意味をお尋ねするものでございます。

三点目は、二三ページの七款商工費の中の一三節の委託料でございます。郷土美化植栽事業委託料でございますが、これについての御質問をするわけでございます。これは一般財源、その他の財源の内訳の総計四百六十万の減になっているわけでございます。なぜ減になったかという説明欄を見ましますと、花摘み園の植栽委託変更による減というふうに、植栽委託を変更しているという

そのために減になつていくというように説明されていますが、こうした植栽計画は年間計画として整然とした計画が立てられているのではないかと思います。天候の特別な異変とか環境の変化があれば変更もやむを得ませんが、決められた場所に、決められた種類の、量の植栽をするとすれば、きちんとした計画が立てられるのではないかと思います。その点はどうでしょうか。

また、決められた場所が——この場合変更したとするならば、場所を教えていただきたいと思ひますし、変更するよりな場所を計画として入れるべきではないのではないかと、いろいろに考えますが、この点いかがでございますでしょうか。

それから、四点目でございますが、三九ページでございます。社会教育費一項の中の工事請負費の中に造形作品設置等工事請負費が載っております。この造形作品というのは、説明によりますと、「市民文化の向上と都市美化の推進のために造形作品（彫刻等）三体の購入」をするものであるというように書いてありますが、市民文化の向上と都市美化のためにやるんだということでありますけれども、この造形作品の購入の意義——何のために、どこに、という具体的な必要性をお尋ねするものでございます。以上、四点にわたって御質問いたします。御答弁によって再質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 石井武敏議員の御質問にお答えいたします。交通安全対策特別交付金の減額でございますが、御案内のとおり交通安全対策特別交付金は、軽易な交通違反の反則金を財源といたしまして、過去二年間の人身事故発生件数及び県、市の人口

により案分、算出し、交付されるものでございます。最近の全国的な交通事故の減少化及び行政方針が取り締まりから事前指導への転換等により、国の反則金収入が減少したために交付金が減つたものでございます。

老人クラブの補助金の減額についてでございますが、老人クラブの補助金は県と市との協調助成にて交付しているもので、当初その基準のアップを見込んで予算計上いたしましたところが、単位クラブに対する補助のアップがございませんで、連合会に対する補助金のみがアップがございましたので、そんなことからすでに交付が決定をいたしましたので、その差額十六万三千円を減額したものでございます。

社会教育造形作品設置工事、作品購入については、教育長のほうからお答えいたします。

郷土美化の植栽事業委託料の減額でございますが、観光客誘致策の一環及び地域の美化対策として花摘み施設等を開設しておりますけれども、従来の植栽場所は地元農家の厚意によって花摘みを行っていたところでございます。前々から植栽を辞退いたしましたという申し出が再三ありまして、予算編成の段階ではこれ以上は従前どおり続行することは困難と判断いたしましたので、これにかわる方策を考えまして当初予算を計上いたしましたわけでございます。本年度に入りまして地元の方々とさらに協議を重ねますうちに、予算編成時とは情勢が変わりまして、植栽が可能となりましたために、委託対象、内容等を変更いたしましたので、委託料の不用見込み四百六十万円を減額しようとするものでございます。

以上、答弁を終わります。

○教育長(安田豊作君) 造形作品の設置についてでございますが、八十年代は心の時代だといわれておりますが、この心の問題を考へるときに文化、芸術が浮かび上がってまいります。最近市民の間に音楽や美術への関心が高まってきておりますし、一方コミュニティ運動やふるさとづくりの活動が活発化してきておりますが、こうした文化、芸術意識の高まりを契機として、さらに市民文化芸術性の向上と都市美化を願って、香高い館山市文化を市民総ぐるみで創造していきたいと考えまして、造形作品を購入しようという計画を持つたわけでございます。

設置場所は、人の集まる場所がいい、あるいは静かにそばに寄ってさわってみられる心のゆとりのある場所がいいというのがこのいうものを置く一般的な場所だといわれております。したがって市民公園とか学校とか、その他公共施設というようなものを考へて、今回のものについてはまだ——はっきりした設置場所は今後検討していきたい、こういう考えであります。

○二〇番(石井武敏君) ただいま御説明を願ったわけでございますが、まず一点の交通安全施設について、施設整備の交付金は各地方自治体の、市町村の人口とか、事故発生数等々によって案分されてくるのである、交付金が減ったから減が生じたんだというような御説明であったと思いますが、そうしますと、先ほど申し上げましたようなさまざまな交通安全施設の希望が十分満たされなからというんではなくて、交付金が足りなくなったから減ったということだろうと思えます。これは各地域からさまざまな交通安全対策施設、安全施設についての要望が寄せられているんじゃないかと思えますが、その寄せられた希望というのは、年間どの

程度まで要求を満たしているんでしうか。資料があったら答えたいだきたいと思えます。

そういうった各地域の希望はどのようにしてお集めになっているのか、市側でパトロールやって集めているのか。それとも各地域から何かの機会にそういうった意見が出て集めていくのか。そういうった計画性について御質問いたします。

それから、老人クラブについてでございますが、老人クラブの補助金は年々多少なりともアップしてきていると思いますが、私が聞きたいのは、市長さんが関心をもって、厚意を寄せられている老人クラブの設立の仕方、社会的に老人クラブを認める機関、それは一体どこにあるかという御質問をしたいわけでございます。再質問いたしたいと思います。

市長さんの施政方針の中にはこのようにあるわけです。「趣味クラブを強化、拡充しその体制づくりを努めながら老人クラブ組織の強化、助長を図ってまいります」。市長さんの演説からいたしますと、老人クラブの体制づくりを努めながら老人クラブの組織の強化というように体制づくりというものと強化というものを二つ強調しているわけであります。この演説文からは二つの意味がとれるわけでございます。一つは市長さんが老人クラブをつくっていくんだ、まずその体制をつくっていくんだ。そして二番目には強化していくんだ。こういうように受け取れるわけでございますが、このへんの見解をお聞きしたいわけでございます。

いわゆる、たとえば老人たちがこういうクラブをつくっていただきたいという何か要望があった場合に、それはどういうサイドでつくることができるんであろうか。市から補助金をもらえらる対

象としてのクラブとして設立する場合に、誰がどのような形で、どこで決めていくのかという質問でございます。

それから、花摘み園のことでございます。先ほどの御答弁では地元の厚意によっていままで花摘み園をやってきたけれども、地元の中にはもうこのへんでやめてもらいたいというのが出てきた、そういうことで計画が削減されたんだということのように思われますが、こういった花摘み園をやめていくという、計画を変更してもらいたいという、こういう傾向性というものはちょっと私疑問に思うんですが、花摘み園をもっとやってもらいたいというなら話はわかるんですが、変更してもらいたいという——これはあまりこまかくは推測できませんが、あまり芳しくないやり方ではないかというふうに感じるわけです。そういったものがまだまだこれからあるのか。また変更していく理由はどんな理由によってやめていくのか。そのへんを御説明願いたいと思います。

それから、造形作品についてでございますが、これは教育長のほうから御答弁がありまして、八十年代は心の時代であるということとこまかく説明がありましたけれども、その趣旨はよくわかるんです。教育長さんの御説明はよくわかりますけれども、わかるだけに場所やそういうものを決めないで予算を盛ってしまうというやり方がちょっと解せないわけでございます。これは見解の相違かも知れませんが、教育長さんのおっしゃったすばらしい趣旨、それが予算化する段階では具体化していなければならぬんじゃないか。予算を盛るには、予算をもらってから考えましようという考え方は何かちょっと解せないわけでございます。そういう点で再び質問するわけでございます。

人の集まる場所、静かにさわってみられるゆとりのある場所、こういうふうに定義づけました。それはこの場所と考えたらいいのかということになります。これにはいろんな問題があると思います。先ほどおっしゃいましたけれども、市民運動場とか学校等々お話にありましたけれども、これは予算をとってからゆとり場所を考えるのでしょうか。もう一回、そのへん食い違いがありますので御答弁いただきたいと思っております。

○民生部長（鈴木 力君）　まず第一点の交通安全対策につきましてお答えいたします。今回補正におきまして五百万円を交通安全対策の関係で減額してございますけれども、これにつきましては国の補助事業といたしまして特定交通安全施設整備事業によりまして——これは場所は北条海岸でございますが、ここに歩道を設置したわけです。歩道設置の計画の段階におきましては、県といろいろ協議いたしましたして、県のヒヤリングを経まして事業を実施したわけでございます。その際に施工方法について県のほうから変更の指示がございまして、そういうことによりまして今回五百万ばかり減額するわけでございます。そんな関係でございましてこれはあくまでも国の補助事業による減額でございます。

それから、交通安全施設の設置の問題でございますが、地域の要望はどのように措置されているか、こういうお尋ねだと思えます。それからもう一つはその要望に対してどの程度設置するか、こういうお尋ねであったかと思いますが、交通安全施設の設置につきましてはもちろん市といたしまして各地域の状況を把握いたしましたして、必要な個所にそれぞれ安全施設を設置していくわけでございますが、また一方各町内会、区、そのほか交通安全協会、

防犯協力会、そういった方面からも常時要望があるわけでございます。最近におきましては、こういった交通安全施設につきましては、要望に対しまして満たされている状況であります。

それから、老人クラブ補助金の関係でございますが、この点につきましては先ほど市長のほうから御答弁いたしましたとおり、各老人クラブに対しまして県の補助金と協賛補助金という形でもって補助金を出してあるわけでございます。これに対しまして老人クラブのほうからの要望に対しましては、一応検討をさせていただきます。それぞれ措置を講じていきたいと思っております。

それから、なお老人クラブの育成については、市長のほうから施政方針で述べられましたように、今後育成につきましては達成できるような方向で進めたいと思っております。したがってこの補助金の減額とはまた別でございます。

○経済部長（太田博雄君） 花摘み園の点でございますけれども、いままでも協力していただきました組合の方々のほうから、二、三年来植栽の辞退の意向が強かったわけでございます。何しろ植物でございますので、早い時点で計画をしなくちゃいけないという関係もございまして、予算編成する時点においては辞退の意向の強い時期でございましたので、私のほうとしては次の段階としての予算措置をとったわけでございます。その後におきましてただいまも協力していただいております組合のほうから続行していただけるといふ意向をいただきましたので、内容等の変更によりまして減額させていただいたわけでございます。

○教育長（安田豊作君） 目的がはっきりしないんじゃないかというところでございますが、こういうものを設置する場合の方法とし

て二つあると思えます。確かに場所を設置してその場所の必要性から作品を依頼し、作製してもらおう、こういうことでの予算計上が一般的ないき方だと思えますけれども、そういう場合には非常に簡単に言って高くつく、とても大変なことであるというのが一つでございます。それから、たまたま作品が東京芸術大学の卒業制作展、そういうところで卒業制作で精魂を打ち込んだ作品が展示されるといふことを聞きました。これは将来大家になる卵でございます。そうしたものの中にいいものがあれば、将来を見たときに立派な、芸術性の高いものが得られるんじゃないか。むしろ値段的には依頼したんじゃないから安いんじゃないか。そういうことで作品を先に狙ったわけでございます。

もちろん場所も考えないわけではありません。場所としては、とりあえず中央公園がいいんじゃないかと思っておりますが、この予算を認めていただいた際には作者に来ていただいて場所も決めていただく、それが場所的にも、作者の意図にも合った、しかも館山市のいま考えている文化の向上にもより効果が上がる。そういう意味で場所の指定というものを控えていただいた。そういうわけで今回補正予算をお願いしたわけでございます。

○二〇番（石井武敏君） あらあら承したわけでございますけれども、造形作品につきましては作品が先か、場所が先か、どちらを先にするかということで、作品を先にするということで、作者が環境を見て選択するという答弁がありましたけれども、この作品はまだできていないわけですね。

それから、植栽事業についてでございますけれども、数年前から辞退の意向が組合のほうであったという説明がありました。こ

これは逆に考えれば、経営に魅力のある経営ができなかったという
ような予測ができるんですけども、特にその点説明することが
ありましたら……。魅力がなくてやめるんじゃないかと、何かほか
に原因があったか、もう一回説明をお願いします。

それから、老人クラブに関しては、この件に関しては了承
いたしますけれども、関連として御質問します。そうしますと、
老人クラブが社会的に地位を決定するのは部長さんであるという
ような考えであるわけですね。

それから、交通安全施設についてですが、これもただいまの説
明で議案としては了承いたしましたので、関連として御質問する
わけでございますけれども、交通安全施設のいろいろな要望が各
方面からいろんな形で寄せられているという説明がありました。
こうした寄せられた要望は当局のほうでどのように処理されてい
るのかというように疑問に思われるわけでございまして、寄せられた
要望を、市側として、やはり館山市を総合的に点検をして、危険
箇所あるいは緊急な場所、早く付けたほうがいい場所、そういっ
たラングづけをして計画を立てるべきじゃないか。いわゆる交通
安全施設整備計画、これがたとえ三年間であるとか五年間であ
るとか、そういった整備計画ぐらいてきていてもいいんじゃない
かと思いますが、こういう計画をいまだに聞いたことがないん
ですが、そういうものは当局としてできておるのでしょいか。

以上、関連として御質問いたします。

○経済部長（太田博雄君） 花摘み園開園にあたりましては、組合
有志の方二十四名でやっていたいておるわけでございまして、強
ども、大勢といましては御協力をいただけるような意向も強

かったわけでございますけれども、中には二、三あまり賛成でな
いという方がおられましたのが現状でございます。それにつきま
しては今回も出向きまして、いろいろ話し合いの中で——魅力な
いという形になりますかどうか、違った観点からの話し合いの中
で成立いたしましたして、引き続きやっていただくことになってお
りますので、その点御了承願いたいと思います。

○民生部長（鈴木 力君） 交通安全対策整備計画につきましては、
交通安全対策協議会等の御意見をお聞きいたしましたして、一応市内
の整備計画というものは事務局におきまして把握しておるとい
う状況でございます。

それから、なお老人クラブの関係につきましては、大変申しわ
けございませんが、もう一度御質問の要旨につきましてお聞かせ
願いたいと思います。

○教育長（安田豊作君） 造形作品については、できておるわけで
ございます。

○二〇番（石井武敏君） 先ほど私がお聞きしたのは、老人クラブ
をつくりたいという意向が老人にあってクラブをつくる、そして
補助金の対象としてクラブを認めましょうというふうに決めるの
は部長さんですね、というふうに聞いたわけですが。

交通安全施設の整備でございしますが、いろいろ計画があるとい
うようにおっしゃってございましたけれども、この計画というものは
毎年年度ごとに計画を立てられて実施をする計画ですか。先ほ
ど私が言ったように何年かまとめてその水準までにもっていくと
いう計画ですか。計画のあり方を御説明願いたいと思います。

○民生部長（鈴木 力君） 老人クラブを組織いたしました場合、

それに対しまして補助金の交付につきましては、一応補助要綱に定まっておりますれば補助金を交付する次第でございます。

なお、交通安全対策につきましては施設の整備につきましては、毎年年度の計画をいたしまして整備をいたしてあるわけでございます。

○議長（石井 正君） 以上で二〇番議員石井武敏君の質問を終ります。

次、一番議員神田守隆君。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君） 補正予算について御質問申し上げます。

先ほど米石井議員が質問されて、だぶることもありまして、そういう点については省略して簡明に行いますので、簡明な答弁をひとつお願いいたします。

二三ページ二款総務費の中の地方バス路線維持費補助金四百五十五万、このことについて御質問いたすわけでございます。この補助の対象路線はどの路線か。二種生活路線あるいは三種生活路線ということでそれぞれ説明に書いてあるわけなのですが、この内容について御説明をお願いしたい。また、補助金の交付の基準についてはどのような基準に沿って行われるのか、簡明な御説明をお願いしたいと思います。

次に、総務費の先ほどの交通安全対策費五百万円の件ですが、ちよつと先ほどの部長さんの説明で、五百万の減額について、反則金の収入がなかった、こういうことから交付金の削減になったというふうな理解をしていたところが、先ほど北条海岸の歩道——館山海岸の歩道の間違いだと思えますけれども、この施工方法

について県より指導を得て五百万の減額になったというふうな御説明もあって、どちらか、あるいは両方なのか、その点について。

次に、一三款諸支出金中土地開発基金費繰出金一億三千万の支出についてであります。これで基金の積み立てとしては総額は幾らになるのか。説明を読みますと、「公共用地の先行取得を効率的に行うため」とされているわけでございます。何のための用地を取得しようというのか、この点についての説明をお願いいたします。

○議長（石井 正君） 暫時休憩いたします。

午後二時 十三分 休 憩

午後二時三十五分 再 開

○議長（石井 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 神田議員の御質問にお答えをいたします。

地方バス路線維持費補助金についての御質問でございますが、本年度補助金を交付いたします路線は二種路線といたしまして館山駅前から平群車庫、荒川及び川谷行き三種路線について百六十五万三千五百八十六円、三種路線といたしまして館山駅前から大津、大畑行きの二路線で二百八十九万五千五百七十三円、計四百五十四万九千五百九十九円の補助金を交付しようとするものでございます。

補助基準とその内容について申し上げますと、補助対象となりますバス路線は、經常収益が經常経費に満たない路線で平均乗車密度が五人以上十五人未満、一日の運行回数が十回未満のものを第二種生活路線といい、經常収益が經常経費の四分の三未満の場合

合に国、県、市町村がそれぞれ八分の一ずつ補助をするものであります。第三種生活路線は、經常収益が經常経費に満たない路線で平均乗車密度が五人未満の場合に、国、県がそれぞれ四分の一、市町村が二分の一を補助しようとするものであります。

御質問の第二点、交通安全施設整備工事請負費の減額についてでございますが、この減額は国の補助事業により市道船形館山港線歩道設置工事を実施したものであり、施工にあたり県土木部とのヒヤリングにより工法上の設計変更をしたため工事費が減額となったためのものでございます。先ほど石井武敏議員の御質問にお答えをいたしました際に申し上げましたことは、交通安全対策特別交付金が千二百八十万円でありましたものが、先ほど申し上げましたような理由によって三百五十八万三千円減額になりましたその理由を御説明申し上げたわけですが、その際補足的に御説明を申し上げました件がございましたので、それとただいまの交通安全施設整備工事請負費の減額と混同をいたすような説明を申し上げましたので、お間違えなされたこともあると思っております。その点はお詫びをいたします。

土地開発基金の件でございますが、今後の予定といたしましてはじん芥処理場建設用地、博物館用地を含む城山公園用地、仮称コミュニティ会館の用地、従来から実施している道路用地、学校用地等に使用するつもりでございます。

なお、現在の残高は七千四十七万五千円でございます。これに今回繰り出す一億三千万とそれから現在の基金に対する利息が三千円ほどございますので、二億四十七万八千円になる予定でございます。

以上、答弁を終わります。

○一番(神田守隆君) バス路線の問題についてよくわかりました。交通安全施設整備の問題についても了解をいたしました。

諸支出金の二億何がしかの基金をわけであります。じん芥処理場、あるいは博物館用地、コミュニティセンター用地、道路用地、学校用地というようにずいぶん挙げられたようですけれども、とてもこういう金額ではそうした用地の取得というのは不可能ではないかというように思うわけでありすけれども、特にこの中で、公共用地の先行取得ということで、どういうような施設——このすべてにおいて先行取得をしていくという意味なのか。それともこの中にどれかあるのか。もう少し説明をいただきたいと思っております。

○総務部長(鈴木弘道君) 土地開発基金の利用の関係でございますけれども、いわゆる当年度以降ただいま市長から申し上げましたような事業のうち補助金ですとか、起債等の決定時期と土地の購入しなればならない時期とのずれがある場合があるわけですから、そういうような場合に、この土地開発基金を利用いたしまして先行取得したいという目的をもって、今回一億三千万を計上したというところでございます。

○一番(神田守隆君) そうすると、この二億何がしというところで、いまおっしゃられたじん芥処理場、博物館、コミュニティセンター、道路、学校用地というものを取得していくという意味なんです。ちょっとそういうことでは理解できないんですけれども。一時的に、取得の時期にこの二億何がしの金を繰り出しをしてあとで議会の承認を得た時点で、いわばつなぎ的な狙いをもった意

味なのか。そこらの説明をいたしたいんですが……。

○総務部長（鈴木弘道君） 先ほども申し上げましたとおり、いわゆる補助金ですとか起債の決定時期と土地の購入時期とのずれがあるわけでございますので、神田議員のおっしゃられるように、一時的にこの土地開発基金を利用いたしまして、土地を購入いたしまして、翌年度以降補助金なり起債等の確定をまっけて、予算外使用ということとございまして、どちらかという和一時的な利用という面が強いと思います。

○議長（石井 正君） 以上で一番議員神田守隆君の質疑を終わります。

次、一九番議員石井輝久君。

（一九番議員石井輝久君登壇）

○一九番（石井輝久君） 補正予算について質問いたします。

質問の第一点は、昭和五十四年度最終補正として提案されております予算案は増額補正しようとするものではなく、逆に四百五十八万八千円を減額しようとする案であることは申すまでもありません。これは全く異例なこととありますので、この間の事情について御説明を承りたいのであります。

最近十カ年間——つまり昭和四十四年度最終補正予算以降の歳入歳出予算を見てまいりますと、減額した例は昭和四十九年度昭和五十年年度の二回だけでありました。昭和四十九年度にありましては三月の年度最終補正で二億三百九十五万円の減額補正、これは当時オイルショックのあたりを受けまして、館山市にありましても見通しに全くの狂いを生じたためでありました。昭和五十年年度は半澤市政になって、本間市政最後の四十九年度予算を年度

途中で組みかえたために主として生じた赤字を抱えて、五十年年度の終りに二億六千四百二十九万円の減額補正をせざるを得なくなつた、こういう異常な事情がありました。このような特殊事情が今回の五十四年度補正には見られないと思われるのであります。

しかし、これにつきましては、市長の先だつての施政方針で、減額の理由として医療費の減額が行われなかつたこと、老人医療扶助費、医療扶助費等が挙げられておりますが、少なくともこれは大体十二月定例会の段階で補正可能なものであつたのではないかと思われれます。これを要するに、先にも一般行政質問で申しましたとおり館山市には一次産業においても、二次、三次産業にあっては残念ながら明かると確たる見通しを見出し得ない状態にあります。その矢先にあつて、まことに希有な現象として減額補正という五十四年度最終補正予算案を提案されたので、あえて質問するものであります。

第二点の質問は、市債中衛生センター建設費についてであります。これは歳入面で予算書の二〇ページ一七款市債一項市債二目衛生費補正額千七百二十万円の減、さらにこれに対応する歳出面で予算書の三〇ページ四款衛生費二項清掃費四目衛生センター建設費千七百二十万円の減となっております。これは言うまでもなく目下建設途上にある衛生センターに關しての市債の減額でありまして、なぜ年度末を迎えて突如として市債が千七百二十万円も減額されたのか、事情はどうしても飲み込めないのをごさいます。市債が認められない重大な事由があつたのではあるまいか、この点について伺います。簡明率直なるお答えをお願い申し上げます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 石井輝久議員の御質問にお答えをいたします。

減額補正の理由でございますが、確かにおっしゃるよう四十九年、五十年は特別な事情がありました。五十一年以降は減額ということはございませんで、追加補正したわけでございます。今回は五十一年度以降毎年三月補正で追加しておりました医療費が、今年度は受給者の平均医療給付費の減少と医療費改定が行われなかつたことにより、老人医療扶助費で五千七百五十五万二千円、生活保護費中医療扶助費で四千九十三万七千円の計九千八百四十八万九千円の減が非常に大きかつたためでございます。

十二月補正時点におきましては、老人医療扶助費五カ月分、生活保護費で四カ月分の支払いを残しておつたわけでございます。また医療費の改定がその時点でははつきりしないこと及び昨年度において医療費が少ない月と多い月では一千五百万以上もの差がありましたことなど、不用額を的確に把握することが困難でありましたため十二月に補正を行わず、今回補正をお願いするわけでございます。

衛生センター市債減額の理由という御質問でございますが、衛生センター市債千七百二十万円の減は、十二月補正いたしました五十四年度事業費予算五億九千二百五十六万六千円のうち市債申請の時点で実施事業費が五億七千九十九万程度と見込んで申請したので千七百二十万円の減となつたわけでございます。

この減につきましては、用地費、立木補償費、搬入道路測量及び設計監理料等、そうした費目のうち不確定要素のございましたた一部金額を市債の許可申請時点で留保しまして申請をいたしましたた

めてでございます。ほかに理由はございません。

○一九番（石井輝久君） 再質問いたします。

減額補正についての御説明は、これはただいまの御説明は施政方針に述べられておるので、もう一べんをせつた御説明でございます。それは十分承知しております。

いかがですか。私はいま五十四年度当年度からさかのぼつて十カ年、四十四年度以降——四十九年度、五十年度は異常事態であつて減額補正をした、あとの十カ年度のうち八カ年度は最終年度で必ず増額をしている。昨年度五十三年度は四億六千七百万余り、五十二年一億六千万余り、五十一年度八億六千七百万余り、以下五十年、四十九年度は先ほど申し上げたとおり減額です、四十八年度一億二千六百万余り、四十七年度三千三百三十七万六千円、このようにずっと必ず——四十五年でも七千三百万増額しております。ですから予算編成技術上、あるいは予算編成の技術だけでなくて内容で何かちよつと理解に苦しむような気がするわけです。それであえて御質問申し上げたわけなんです、どうですかさらにさかのぼつてこういつた例がございませうか、再質問いたします。その御答弁によりましてもう一べん御質問いたします。

それから、市債の衛生センターのことについてでございますが、ここに説明資料がございませう。説明資料の四二ページに「補正予算地方債説明表」、こういうのがございませう。ここで上欄から三段目、ここに差引増減千七百二十万、衛生センター建設事業としてでございます。説明欄に「事業費の減による」ということになつております。ただいまの御説明によりますと、用地とか測量とか委託とか搬入路云々ということでございますが、これははたし

て事業費が減になったのかどうか、について伺いたいと存じます。

以上、お伺いします。

○民生部長（鈴木 力君） お答え申し上げます。

衛生センター建設事業費の減額でございますけれども、全体計画の中で現在まで行いました事業のうち、特に用地費につきましては衛生センター建設用地となお搬入道路の建設用地がございまして、それからなお立木補償費、搬入道路、こういう関係で約千五百万円ばかり当初見込んだ経費より事業費が減額されています。そのほか設計監理委託料等で約全部で千七百二十万ぐらいというふうに思いますが、しかしながらこれにつきましては、用地につきましても東長田寄りのほうの搬入道路の問題もございまして、若干これらにつきましても設計測量いたしました結果、なお用地を求めるといふような予測もございまして、最終的に決定しましたから精算的に補正減額をいたす、こういう考え方でございます。

○総務部長（鈴木弘道君） 過去における補正による減の経過でございますけれども、石井議員おっしゃるように昭和五十年、四十九年がございまして、そのほかに三十六年に千八百三十五万二千円減額というのがございます。

○一九番（石井輝久君） 三十六年千八百三十五万、これはやっぱり正木の処理場、衛生費、おそらくそりでございます。これも焼却場の建設費の事業認可が予定よりも少なかった、そのために減額をせざるを得なかった。こういう事情であったのではありませうまいか、と思えます。これは全く異常事態と言わざるを得ないわけです。

館山では過去三回、さかのぼって、それぞれが異常な事態による減額補正でございましょう。ですから、いまのさかのぼっての減額補正の質問はこれで打ち切りですが、そういう異常事態を生じたための減額補正。

そこでお伺いをいたしますが、ただいま民生部長からお答えをいただきましたけれども、私は先ほど説明資料の四二ページというところで再質問をいたしました。そしてこの補正予算地方債説明表の上段から二つ目、衛生センター事業費の中の差引増減が千七百二十万円の減、そしてこれが説明欄によって「事業費の減による」、こういうことでございますね——ということを御質問して、いま民生部長がお答えになりましたのは、先ほど市長の答弁にあったのをやっぱりなぞったような形で、搬入路、用地、立木というような御説明がありました。要するに、この説明欄によりますと事業費が減額になったから千七百二十万円の減額補正をしたんだ、こういうことでございます。

そこでお伺いをいたしますけれども、今度は予算書で四五ページ継続費の調書補正、それからさらに三〇ページ先ほどの質問の中で触れました歳出面での減額補正、特定財源の地方債の減額補正、これに対応する歳入面での減額につきましても、先ほど触れました説明欄による事業費の減によって千七百二十万円の減額補正をされた、それは御説明でわかります。その理由は事業費の減額であるということでございます。

ところで、三〇ページの補正額の財源内訳で地方債千七百二十万円——事業が減ったから千七百二十万の地方債の減額補正をしたんだ。ところでここで一般財源で千七百二十万を増額している。

減った分を一般財源で持ち出して補てんしている。事業費が減額したのであれば、事業費が減ったんであれば一般財源を千七百二十万円持ち出す必要はない。事業費が減ったために、市債の千七百二十万とれなかった。したがって減額補正をした。にもかかわらず一般財源から千七百二十万円を補てんするならば事業費の減じやないということになります。ということは、先ほど言いましたように、四十五ペーシで継続費で全体計画として昭和五十四年度は五億九千二百十五万六千円、事業費の減額によって地方債は千七百二十万円減額になりました、こういうことでございます。全体計画は昭和五十四年度千七百二十万円を五億九千二百十五万六千円から差し引いた額、全体計画の縮小によって事業費が減額されて計上されなければいけない、事業費の減によるんですから、説明欄。ところが一般財源で四五ペーシ説明欄で調書補正としてありますが、一般財源を持ち出しておる、こういうことだろうと思っております。そうすると、説明欄の事業費の減というのは事業量の減ならわかるんです。千七百二十万円全体計画の昭和五十四年度の中から千七百二十万円の事業費が減額されましたよ。ああそうですか、それなら五億九千あまりから千七百二十万円を引いた額、それが五十四年度の衛生センターの建設事業費、そういうことならわかる。一方で事業費が減額されたながら、一方では千七百二十万円の一般財源を持ち出している、これはちょっと、ここらの点が理解に苦しむんですが、お答え願いたいと思います。

○総務部長（鈴木弘道君）　まず最初に議案の説明資料の四二ペーシの事業費の減という説明事項についてお答えいたしますけれど、ここにある事業費の減というのは、先ほど市長の答弁にもあ

りましたように、いわゆる起債対象事業費が減少したことによって起債の額が千七百二十万円減額するというようなことであります。それにもかかわらず千七百二十万円を一般財源として振りかえていくんではないかということでございますけれども、それに関しましては先ほど民生部長からお答えいたしましたように、いわゆる起債対象以外の事業等が予定されて——未確定要素でございますけれども——あるということでございますので、財源を一般財源に振りかえたわけでございます。

○一九番（石井輝久君）　これは最後の質問として申し上げます。

先ほどさかのぼって——そして三十六年度、これは正木のやはり衛生費の中の見込み違い、要するにあて込んだ事業認可が取れなかった、そのために減額補正をせざるを得なかった。これは首をひねってもだめです、昭和三十六年ですから、総務部長いなかっただからわからない。（笑声）けれどもそういうことになっているんです。また今回市債で千七百二十万円も減額せざるを得なかった。事情はあるでしょう。期せずして同じ衛生費、片方は焼却場、片方はし尿、くしくも、減額補正が二つの年度同じようなものじゃなかるうかなというふうな気がするわけで、そこであえて御質問申し上げたわけなんです、要するにこの千七百二十万円を一般財源からあの衛生センターのほうに市債が千七百二十万円減ったから、しょうがないから千七百二十万円補てんする、しょうがないから持ち出す、そして全体計画では同じ予算にした、こういうことでございます。

もし、この千七百二十万円を持ち出さずに済んだならば、今年度最終補正で四百五十八万八千円の減額補正をしなくても済んだ、

計算上は。逆に増額補正になるんです。差し引けば千二百六十一万二千円ですか、増額補正ができた。ということ、衛生センターの計画全体とのからみで予算を分析した場合そうなる。千七百二十万円の減額、市債の減額、そしてまた減額された市債分をそっくりそのまま一般財源で持ち出して補てんしている。それがなければ四百五十八万八千円の昭和五十四年度最終補正で減額補正をしなくても済んだ。つまり通常のように増額補正をして年度を締めることができた。それが——いろいろございませう、先ほど挙げられた老人医療費とか、医療扶助費とか、その事情はわかりませう。それを、そっくりそのままであったとしても、衛生センターの千七百二十万円の市債が認められていけば増額補正ができた。またそうじゃなくても、一般財源を持ち出さなければ減額補正しなくてもよかったです、このように思うわけです。

これは三回目の質問ですから、これに対する御所見を伺って、質問を終わります。

○総務部長（鈴木弘道君） 起債の千七百二十万円そのものは、先ほど申し上げましたように、起債対象事業費そのものが減少したことによって起債が減少したわけでございます。それ以外に起債対象外事業費が予定されますので、いわゆる財源だけを地方債から一般財源に振りかえたということでございまして、予算全体としては変わりないものでございます。

○議長（石井 正君） 以上で通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑ございますか。——御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（石井 正君） ただいま議題となっておりまして議案第三十四号及び議案第三十五号の各会計補正予算は、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

延 会 午後三時十二分延会

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明三月十五日及び十六日は議案調査のため休会、次会は三月十七日午前十時開会とし、その議事は昭和五十五年度各会計予算審議といたします。

この際申し上げます。昭和五十五年度各会計予算の質疑通告の締め切りは明三月十五日正午まででありますので申し添えます。

○本日の会議に付した事件

一、議案第十四号乃至議案第三十五号